

平成25年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成25年9月17日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 幸前信雄議員 (1) 通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況について
(2) 行政評価システムについて
2. 小野田由紀子議員 (1) 教育行政について
(2) 公共施設のトイレ環境について
3. 北川広人議員 (1) 市長の行政運営について
4. 黒川美克議員 (1) 防災行政について
(2) 商工行政について
5. 鷺見宗重議員 (1) 防災行政について
(2) 教育行政について
6. 柳沢英希議員 (1) 第6次総合計画におけるコミュニティビジネスについて

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩

副市長	杉浦幸七
教育長	岸上善徳
企画部長	加藤元久
人事グループリーダー	野口恒夫
地域政策グループリーダー	岡島正明
経営戦略グループリーダー	山本時雄
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	内田徹
財務グループリーダー	竹内正夫
情報グループリーダー	時津祐介
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市整備グループ主幹	田中秀彦
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
学校経営グループリーダー	中村孝徳
学校経営グループ主幹	神谷理

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

6番、幸前信雄議員。一つ、通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況について。一つ、行政評価システムについて。以上2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況、行政評価システム、以上2問についての質問をさせていただきます。

まず初めに、通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況については、ことしの3月定例会の一般質問で杉浦敏和議員が質問され、答弁をいただいております。この件は、昨年発生した通学中の児童の列に車が突っ込み多数の死傷者が出た痛ましい交通事故をきっかけに、全国の通学路の安全の確保の徹底のために緊急合同点検が実施され、この高浜市においても警察、道路管理者、教育関係者、PTAの方々が通学路の安全確認を実施され、高浜市内で51カ所の危険箇所を抽出され、その対策を実施いただいているとの答弁をいただいております。

そのときの答弁では、すぐに実施いただけるものについては対策が完了しているとお話でしたが、予算措置を伴うものについては今年度実施いただけると伺っていましたが、危険箇所が抽出されてから1年以上が経過し、物的な対策についてはほぼ完了していることと存じますが、どの

ような状況になっているのかを中心に、具体的な内容について以下の質問を実施させていただきます。

まず1点目については、3月定例会の答弁で大まかな対策内容については伺いましたが、対策内容別に、例えば歩行者信号の設置や横断歩道の消えかかっている箇所の再塗装などの対策が必要等の対策別に、どのような内容のものが何件あるかについて、まず確認させていただきたいと考えています。

2点目に、もしまだ対策が実施されていない物的な対策を実施する予定のものがあるとすると、それはいつまでに実施される予定なのかを具体的にお教えてください。

3点目に、物的対策については即座に対応することが困難な事案も十分に考えられますが、物的対策が完了するまでの間に対処されていることも多々あると存じます。その対処方法について、具体的に説明をお聞かせいただきたいというふうに考えております。

4点目に、危険箇所というのは道路事情や見通しのよい交差点に建物ができたりすることにより変化していくものと考えていますが、新たな危険箇所の洗い出しとその対応について、どのような仕組みで対応されているのかをお教えてください。

続きまして、2問目の行政評価システムについての質問をさせていただきます。

行政評価システムについては、過去に私自身何度か質問させていただいておりますが、実際に行政評価システムが運用され出して、外部の方にも入っていただいた行政評価委員会での御意見を伺ってみて、私も常々感じている行政当局の方とのギャップが同じ次元で感じられていると強く感じていますので、今回再度質問させていただきます。

まず最初に、行政評価システムの運用について2問の質問をさせていただきます。

今高浜市が行っている行政評価システムですと、行政評価委員の方は実施計画に基づいて実施できているかどうかの評価を行っていただいているだけで、単なる進行管理の業務を外部の目で実施していただいているように見えますが、本来の行政評価システムのあるべき姿なのか疑問を感じていますので、以下の質問をさせていただきます。

まず1点目に、外部の評価者の方に計画提案時にも参画いただき、計画の実効性を含めて共通の問題、課題意識とその解決に向けた実現性の中で議論を深めておく必要があるように感じておりますが、現在の行政評価委員の方のかかわり方と行政評価システムの運用について御説明いただきたいというふうに考えております。

2点目に、PDCAサイクルをまわして実施されるとのことですが、今の行政評価方法ですと、例えば平成24年度に実施内容の次の活動内容への反映は平成26年度となってしまっているように見えますが、管理のサイクルの見直しが必要と強く感じております。実施していく中で、問題課題があればすぐに見直しをする仕組みがありますか。

最後に、アクションプランの目標値ですが、民間から評価される方の意見で、目標が抽象的で

実施した内容を客観的に評価しにくいとの意見が多く出されていると感じておりますが、目標を相対的に判断できる指標への変更をする考えはありますか。基本的に、成果指標として具現化されたものでないと、何が原因で何が悪いのかチェックする工程が機能しなくなると考えていますが、いかがでしょうか。

以上で、1回目の壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

〔総務部長 新美龍二 登壇〕

○総務部長（新美龍二） 皆様、おはようございます。

それでは、順番が異なりますが幸前議員の御質問の2問目、行政評価システムについて具体的に3つの御質問をいただきましたので、それぞれについてお答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の御質問、現在の行政評価委員会の方のかかわり方と行政評価システムの運用についてお答えいたします。

まず、本市の評価システムでございますが、第6次高浜市総合計画に描かれるまちの将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を実現するため、総合計画の進捗管理を目的とし、平成23年度にその仕組みを構築、平成24年度から本格的に導入し、今年度で2年目を迎えております。その仕組みといたしましては、平成23年10月に策定しました高浜市行政評価システム基本方針に基づき、平成22年度及び平成23年度に実施いたしました高浜版事業仕分けの経験を生かし、事業仕分けの基本原則である外部の視点や全面公開といった手法を取り入れるとともに、施策レベルで行う施策評価と事務事業レベルで行う事務事業評価の2種類の評価を導入し、実施しているところでございます。

今回の幸前議員の御質問の趣旨が事務事業評価に視点を置いたものでありますことから、以下この事務事業評価に絞った形でお答えをさせていただきます。

本市の事務事業評価につきましては、総合計画の基本計画における14の施策を実現するための礎となる行動計画、すなわちアクションプランを対象とし、どのくらいの予算を投入し、どのような活動を行ったのか、またその結果どのような成果があったのかといった視点で、事業の進捗状況やコスト面での効率性、目標値の達成状況などを委員8名で構成される行政評価委員会で評価するといったものであります。行政評価委員会はこの事務事業評価における外部の視点の役割を担っており、行政内部で行った評価を行政評価委員会で評価し、その結果は市長に外部評価結果報告書として取りまとめ、提出されているところであります。またこの報告書においては、各委員からそれぞれのアクションプランごとに意見、提案をいただき、見直すべき点、改善すべき点などが明記されたものとなっており、事業を所管するグループにあってはこの報告書を最大限

に尊重し、意見、提案について反映できるものについてはアクションプランの見直しに活用しているところであります。

こうした中で、議員御案内のとおり、現在中期基本計画の策定に取り組んでいる最中でありませす。これから中期基本計画におけるアクションプランの作成に着手していくこととなりますが、この新たなアクションプランの作成に当たって、行政評価委員会が参加し意見を述べるといったことはございません。ただ、新たなアクションプランにおいては、少なくとも平成25年7月に提出された外部評価結果報告書に明記された今後の行政評価の実施に当たっての要望事項が反映されたものとなるのではないかと考えております。

次に、2つ目の御質問、今の評価方法では評価結果の反映が2年後となってしまうこととなるが、仕組みの見直しの予定はあるかについてお答えいたします。

議員から御指摘のありましたとおり、現行の年度評価の仕組みでは平成24年度に実施した事業に対する評価結果が生かされるのは平成26年度からとなり、1年間のブランクが生じてしまうこととなります。この評価の手法は一般的に事後評価と言われており、年度における目標の達成度を把握した上で次なる改善に結びつけるといったもので、行政評価システムを導入している自治体の主流となっているところであります。その一方で、事務事業の見直しや改善がタイムリーに行われないといった欠点が存在しているのも事実であります。

そこで本市では、年度途中であっても事務事業の見直しや改善ができるよう、年度評価に加え、四半期評価及び上半期評価を行い、その欠点を補う仕組みを取り入れているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。また、行政評価委員会からは、外部評価結果報告書において、2年間の実績を踏まえ適切にアクションプランの進行管理が行うことができるよう、外部評価の実施時期についてはその結果を生かすことができる時期に変更していただきたいといった意見も出されているところであります。したがって、評価の実施時期については、次期アクションプランの評価がスタートするまでに、行政評価委員会からの意見も踏まえながら、しっかりと次年度の予算に反映できる時期に見直していく予定をいたしております。

最後に、3つ目の御質問、目標が抽象的であることから、目標を相対的に判断できる指標へ変更することは考えているのかについてお答えします。

指標につきましては、公開ヒアリングの場や外部評価結果報告書を通じてさまざまな意見をいただひており、指標が抽象的で評価しにくいといった御意見もその中の一つでありませす。アクションプランにおける目標値につきましては、アクションプランを所管するグループが現場の視点に立ち設定いたしておりますが、設定に当たっては、アクションプランの目的や内容、対象者などを踏まえ、最も適正と考えられる指標を厳選しているところでありませす。しかし現状を分析してみますと、アクションプランの立て方自体に課題があり、適正な指標の設定となっていなかったり、目標達成の手段が目標値となっているなど、指標としてふさわしくないものがあるのも事

実であります。

したがいまして、中期基本計画におけるアクションプランの作成に当たっては、相対的な指標が設置できるよう作成方法を見直したり、指標の設定方法を工夫することのほか、行政評価委員会においても指標の妥当性を確認していただくなど、より適正な指標となるよう努めていきたいと考えているところでありますが、指標の設定は、行政評価を導入している団体が抱える大きな課題の一つであると言われております。総務省の資料では、導入している自治体の約8割が課題であるとしており、利益を追求する企業とは異なり、行政という独特の世界において、指標を設定することがいかに難しいことであるのかがおわかりいただけるかと思えます。

最後になりますが、幸前議員の冒頭の御質問の中で、現行のシステムに対して、本来の行政評価システムのあるべき姿なのかという御意見もいただきました。行政評価には、こうした形でなければならないといったものはございません。それぞれの自治体がそれぞれの実情に合ったシステムを構築し、試行錯誤し運用されているところであります。本市でいうならば、総合計画に掲げる施策目標を達成するための一つのツールとして導入・実施しているわけではありますが、今後進行管理を行っていく中で抜本的な見直しや、新たな視点でのツールが出てくるかもしれません。ともかく今は、スタートして2年目のこのシステムを、実情に合った形でよりよい仕組みとなるよう改善を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を申し上げ答弁とさせていただきます。

〔総務部長 新美龍二 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、幸前信雄議員の1問目、通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況について、（1）通学路の危険箇所として対策されている51カ所の具体的な対策内容についてお答えいたします。

初めに、この51カ所は、警察署による対策、道路管理者による対策、都市防災グループによる対策、学校による対策と重なる箇所がありますので、合わせると51カ所以上となることを御了承ください。

まず、警察署による対策は20カ所あります。二池町三丁目ひさご前の横断歩道を初めとして、横断歩道や道路標示の塗り直しが11カ所、神明町八丁目の狭い歩道にある標識の移設を初めとして、標識の取りかえなど標識関連が4カ所、吉浜公民館西交差点の歩行者用信号機の設置等信号機に関するものが4カ所、あと1カ所は大山公園西側道路の歩行者用道路の時間変更です。

次に、道路管理者による対策は38カ所あり、うち県道5カ所、市道33カ所となっています。主な対策としては、歩車道が分離されていない路線において、白線の引き直しによる路側帯の拡幅や路肩のカラー舗装化、通学児童が多く歩道の狭い路線においては、歩車道を分離するブロックの上部にラバーポールを設置し、車道部へのはみ出しを抑制させるとともに運転手への注意を喚

起すること。また、一旦停止箇所の止まれの文字周辺やカーブ区間等に注意を促す路面標示を行い、さらなる運転手への注意を喚起すること。また一部県道においては、交差点改良や路面標示による運転手への警戒、注意を喚起するといった内容です。

次に、都市防災グループによる対策は17カ所あります。立て看板の設置が12カ所、ストップマークの設置が2カ所、ミラーの移設・変更が2カ所、標識の撤去が1カ所となっております。そのほか、学校に対応を依頼した危険箇所が4カ所あります。ここでは、先生方や保護者、ボランティアの方の立哨をお願いしました。

1カ所に対して幾つかの対策を考えた箇所もあります。例えば、高浜小学校南の通学路の歩道は道幅が狭く、雨の日は傘を差して歩くと傘が道路標識や民家の生け垣に当たって通りづらく危険です。そこで、警察としては標識の小型化を検討。都市整備・都市防災グループとしては、通学路の表示を撤去し、通学路を路面標示にしたり、民家に生け垣の剪定をお願いしたりするという対策を立てました。

このように、緊急合同点検を行った危険箇所51カ所全てで具体的な対策を立てたところであります。

次に、(2) 対策が未実施の対策箇所の実施予定はについてお答えします。

警察署による対策として挙げられた20カ所のうち、横断歩道や道路標示の塗り直しの11カ所については全て完了しております。信号サイクルの変更と、歩行者用道路の時間変更の2カ所についても実施済みです。残りの歩行者用信号機の増設3カ所と標識の小型化・移設による歩道の確保の4カ所は県警に要望中のことでした。

道路管理者による対策としては、県道5カ所のうち、西尾知多線の横断歩道及び外側線並びに文字記号の引き直し、岡崎半田線の歩行者横断の啓発看板及びガードレールの設置、碧南高浜環状線のラバーボールの設置が対策済みです。残り1カ所の名古屋碧南線の路肩カラー塗装については10月までの完了を予定しています。また、市道の33カ所につきましては9月末に工事発注し、2月末の完了を予定しているところであります。

次に、都市防災グループによる対策として挙げられた17カ所につきましては、全て完了しております。危険箇所の注意喚起のための看板は、「横断歩道あり注意」、「やめよう路上駐車」等危険箇所に合致した文言の看板を設置いたしました。

なお、学校に対応を依頼した4カ所のうち2カ所につきましては、先生や保護者、ボランティアの方による立哨を行っております。残りの2カ所については、より安全に登校できるように通学路を変更したところですが、その変更の際しましては、事前の十分な調査、保護者向け説明文書の配布、教職員の立哨等により新しい通学路へスムーズに移行できるように取り組んだところであります。

次に、(3) 対策が完了するまでの対処方法はについてです。

市道における道路管理者としましては、各学校に工事期間中における生徒の安全確保をさせていただきよう工事案内とお願いをさせていただいております。各学校においては、保護者を初めとした地域の方、交通指導員の皆様、先生方の見守りや立哨指導で対応しており、例えば、港小学校においては、一昨年度起こった交通事故をきっかけとしてまちづくり協議会の皆様に危険箇所立哨していただいております。毎月各学年の下校予定時刻表をお渡しして、児童の下校時刻に合わせて危険箇所に立哨していただき、児童の様子を見守るだけでなく、歩行の仕方や横断歩道の渡り方等指導していただいております。立哨の際、気になったことや危険な行動をする児童がいた場合にはすぐに学校に連絡していただくことができるので、時機を逸することなく児童への指導をすることができております。

また、交通安全週間やゼロの日の交通安全パトロール等による交通安全の啓発活動等も積極的に行っているところですが、何といたっても子どもたち自身の安全意識を高めることこそが重要だと考えています。学級活動で知識としての安全教育を行うだけではなく、交通安全協会の皆様に協力していただいて交通安全教室を開催し、実際に安全な歩行の仕方も練習しております。また港小学校では、定期的の下校指導を行い教職員が危険箇所に立ち、歩行の仕方を実地指導しております。一方、高取小学校のように通学団のある学校においては、通学団会を随時実施し、児童から直接問題点を聞くとともに安全な登下校をするための指導を行っております。

次に、（４）新たな危険箇所の確認方法と対応手段はについてです。

昨年度は、８月に緊急合同点検を、学校、教育委員会、都市整備グループ、都市防災グループ、警察が合同で実施しましたが、例年は６月に各学校に通学路の安全点検を依頼しております。議員御指摘のとおり新たな危険箇所も出てきますので、今年度も６月３日付で各学校に依頼しました。先生方が実際に通学路を歩いて危険箇所を確認したり、夏休みの巡視を活用して保護者の皆様にも協力していただき点検したりする学校もありました。強く改善を求める順に記入してもらい、危険箇所の具体的な現場状況とともに改善策も提出していただきます。各校から提出していただいたものは９月中にまとめ、都市整備グループ担当者、都市防災グループ担当者、学校経営グループ担当者と会議を持ち、危険箇所の対応策を検討してまいります。碧南警察署とも連携し、すぐに対応できる箇所につきましてはすぐに対応していきますが、費用のかかるものにつきましては、財源を確保した上で緊急性の高いものから順番に対応してまいります。

以上、通学路の安全対策の実施内容並びに実施状況について述べさせていただきました。児童・生徒の登下校の安全確保は設備等を整えても十分ではありません。保護者を初めとした地域の皆様、交通指導員の皆様、先生方の立哨指導やまちづくり協議会やおやじの会の皆様によるパトロール等で児童・生徒は見守られております。また、学級活動等における交通安全教育、交通安全週間やゼロの日の交通安全パトロール等で交通安全の啓発活動等を行うことも児童・生徒の安全確保に大きな役割を果たします。今後も学校、家庭、地域が協力し、児童・生徒がより安全

に登下校ができるよう地道に取り組んでいくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

通学路の関係で、まず再質問させていただきます。

1点目に、新しい道路の開通や交通量の変化、住環境の変化により、通学路の新設や変更の必要も今後十分に予想されるというふうに考えておりますけれども、こういうところの対応はどのようにされていくかということをお答えいただけますか。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 幸前議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

実際に、通学路を取り巻く環境変化により保護者やPTA役員、地域の方から通学路の新設や変更の要望が学校へ届けられます。要望を受け、学校では以下の点に注意して通学路を決定していきます。

まず、教職員が実地調査を行います。調査内容は、交通量、交通安全施設の整備状況、例えば横断箇所横断歩道、信号機等が設置されているか、川、崖、工事現場、踏切などの危険箇所の有無、道路の状況、例えば通行を確保できる幅員、できるだけ歩道と車道の区別があるか、見通しの悪い危険箇所がないか、人通りもあり犯罪の可能性が低いかなどを確認して通学路を決定していきます。決定に当たり、町内会、保護者の方の御意見も参考にします。交通安全施設等の不備があれば、要望を入れて教育委員会へ申請します。これを受けまして、教育委員会では通学路新設、変更申請を受け、警察及び関係グループと協議、現地調査し、決定をして学校へ通知します。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、若干踏み込んで質問をさせていただきたいんですけれども、物理的に対応が非常に困難というか、道路幅ですとかを拡張するというのは容易じゃないというふうに考えます。そのときに、そこが通学路として本当に適切かどうか、こういうところも見きわめて、最終的には保護者の方と話し合っていていただいて通学路自体を変えていただく、こういうことも必要じゃないかというふうに考えるんですけれども、こういう対応についてはどのようにされているかということをお答えいただけますか。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 通学路を新設、変更で、踏み込んで具体的にどういうふうな対応をしているかとの質問についてお答えさせていただきます。

対応の一例といたしまして、高取小学校の取り組みを紹介させていただきます。高取小学校論

地地区に在住する児童は、主要地方道西尾知多線を横断して登下校しますが、特に登校時間帯において交通量も多く危険であるという指摘を保護者から受けました。そこで、学校でその時間帯に交通量調査をしたところ、児童の登校する15分間に平均137台の往来が確認できました。対応策といたしまして、より安全な通学路として、従来よりも遠くなりますが、歩道、信号機も完備している新しく開通した県道碧南高浜環状線を通学路として申請しました。

申請するに当たり、町内会長、幹部交番等にも事前に協議するとともに、PTA、交通指導員、地域の方にも事前に通学路が変わることを十分周知を図った上で、関係児童約200名の登下校時の安全指導につかまして事前指導を行いました。また、実際に多くの職員が各通学路に出向き、現地にて実地指導しながら新しい通学路への移行を図っていきました。さらに、碧南高浜環状線に迂回できない児童につかましては、歩道の塗装、通学路ありの路面標示、通学路を示す「児童の歩行あり」、「徐行」などの看板の設置を関係機関、警察へ要望するとともに、教職員、PTAによる交通指導を適宜行い、児童の安全確保に努めてきました。その結果、今のところ児童は安全に登校、下校しております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

危険なところというのを全て取り除くということは現実的に考えるとできないことだというふうに考えております。それと、危険なところというのはその人の感性によって、車がとまっておったりとか見通しが悪くなるというのはいつ何どき起こるかわからない、そういう事態だというふうに考えております。そういう面でいうと、全て物的に対応していくというのは不可能だというふうに考えるのが普通かなというふうに考えております。教育という立場で、今回通学路という側面でお話させていただいておりますけれども、子供たちに、やっぱり世の中に出るに当たって危険なことは自分が回避する、そういうことを教えていただくのが本当の教育だというふうに考えておりますので、そういうところをやっぱり重点的にやっていただきたいなというふうに考えております。

それと、今回51カ所の指摘を受けて昨年から活動されておるわけなんですけれども、やはり主幹として教育委員会の方が中心になってその対応状況、これをきちんとフォローしていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、行政評価システムについて再質問させていただきます。

御説明していただいた中で、アクションプランと行政評価システムとの関係が理解しにくいので、大変申しわけありませんけれども、時系列に沿って、どのタイミングで計画が立案され、実施状況の確認、実施後の評価が実施され、移行の計画立案にどのように反映できる仕組みとなっているかということを中心に御説明いただきたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） それでは、行政評価システム、具体的には事務事業評価の仕組みがどういうふうになっているのかということ、時系列に沿って御説明をしたいと思います。

この4月にスタートしたアクションプランがまず評価されるというのが、第一四半期が終了した翌月の7月というふうになります。このとき評価を行うのは行政ということとなります。次の評価は第二四半期が終了する10月となります。これも同じく行政が評価をするということとなります。7月、10月いずれの時期におきましても、課題等が発生をすれば随時プランに修正を加えていくということとなります。

次に、11月に入りますと、先ほど申し上げました第二四半期までの内部評価の結果をもとに、行政評価委員によりまず外部評価が行われることとなります。これを上半期評価と言いますが、その評価結果を受けまして、行政は次のアクションプランの立案や見直し、それから次年度の当初予算編成に生かしていくということとなります。

翌年1月になりますと、第三四半期の評価を第一四半期、第二四半期同様行政のほうが行いまして、年度終了後の4月には、まずは行政が年間を通じた評価として年度評価を行います。その結果をもとに、次に行政評価委員会が外部の視点で評価を行うということとなります。その結果が6月末までに市長に報告をされると、そういった一連のサイクルというふうになっております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 行政評価システムの答弁ありがとうございます。

最後にしますけれども、行政評価システムの仕組み自体がアクションプランと施策評価、事務事業評価が分かれているというのがまず、今でもよく理解できていないというか、何でそういうふうにするのかなというのがよくわかっておりません。要は責任の所在を不明していると思えないものですから、この辺のところをやっぱり考え直していただきたいなというふうに考えております。

それと、これはその責任の所在の話になるんですけども、実施していく計画をする人間と実行する人間、これを分けるということ自体が、実際には職員は同じかと思えますけれども、評価する人間を分けるということ自体は、先ほども言いましたように計画が悪いのか実施しているのが悪いのか、この責任のなすり合いをするだけで何もいいものを生み出すというふうには思えないものですから、基本的にはやっぱり計画をつかった人が最後まで責任を持って面倒を見る。そういう形のほうが望ましいというふうに考えておりますので、そういう意味でやっぱり仕組み自体の見直しを機能するものに変えていただきたいなというふうに考えております。

それと、何かを実施していく上で、基本的には人、物、金、こういうものが相互に作用し合っ

て新しいものを生み出してくる、結果を生み出してくる。これのバランスが崩れると、人がいな

いし物がない、サイクルが合わない、こういうふうになってくると、人、物、金のところの要素が一つでも欠けるとうまく回せないというふうに考えておりますので、この辺のところは同期がとれるように、ぜひともその辺のサイクルもうまく見直していただきたいというふうに考えております。

それと、先ほども成果指標のところでも若干お願いしましたがけれども、結果の指標がやっぱりわかりにくい。アンケートというのは意識の中で、アンケートのとり方一つによって結果の出方というのは変わってくるというふうに思っております。そういう意味でいうと、アンケートの聞き方、これで左右されるような評価の仕方というのは非常にわかりづらいというか、うまくいっているのかうまくいっていないのかというのが判断しづらい、そういうものになってしまうのかなというふうに考えておりますので、具体的に成果指標としてはっきりわかる、そういうものの指標に変えていただきたいなというふうに考えております。

例を挙げて申しわけないんですけども、昨年、数年前ですか、緊急雇用対策基金事業で始められた深夜時間帯の防犯パトロールのお話がありました。これは、以前一般質問させていただいたときに、深夜時間帯、警備会社の方をお願いして防犯パトロール回られて効果が上がっているということをおっしゃって見えました。効果が上がっていて、今回、その基金のところは期限切れで予算がなくなったからやめてしまいましたと。とたんに部品盗等犯罪が多発して緊急事態の宣言を行うような、そういう事態に追い込まれております。そういう面でいうと、そのやっている事業自体がどれだけの価値があったものかということも成果指標として見ていると、別の方法、お金がなければ別の手段も講ずることができたでしょうし、単になくすという視点じゃなくて素直にやったことに対する成果、これを見ていけば、お金の問題をどう回避するかという別の次元での対応策が考えられたかなというふうに考えておりますので、できるならばやったことを成果としてきちんと評価できる、第三者が見てもわかる、そういうものに変えていただきたいなというふうに考えております。

それと、最後になりますけれども、アクションプラン非常にたくさん上げられて、意欲はすごく感じております。しかしながら、全力で何年間走り続けるというのは、個人的に人間として非常に難しいというふうに考えておりますので、ある時点でやはり方針的な管理から日常的なベース、管理のレベルを変えることも必要だというふうに考えておりますので、そういう見方でも、強短をつけて選択と集中ということをよくおっしゃって見えます。そういう意味でいうと、方針としてやっていくのは必要なだけけれども、ある時期、ある一定の成果のレベルに達したらその管理レベルは変えていただいてもいいのかなというふうに感じておりますので、そういうことをやることによって本当に実施していかねばいけないところ、そういうところに重点的に人とお金と物を配分できるような、そういう施策の立て方をお願いしたいということで、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時41分休憩

午前10時49分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、教育行政について。一つ、公共施設のトイレの環境について。以上2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

初めに、教育行政について、（1）がん教育の強化について。

文部科学省は、小中高校でがんに関する保健教育を2014年度から強化する方針を決めました。モデル校でのがんに対する先進的な授業や教育研修などの実現に期待するものですが、学習指導要領の次期改訂時にがんに関する記述を盛り込み、保健の教科書の内容拡充を目指すというものです。国民の2人に1人ががんになる時代が来ています。しかし現在の教育現場では、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際ほかの病気とあわせて紹介される程度では不十分です。子供たちには死の病、不治の病というイメージがまだまだ定着しており、がんは6割完治する、早期がんは9割治ることを子供たちにメッセージとして伝えることが大切です。がんというものは知るということが大変重要で、知らないとかがんは怖いとかがんは痛いとなり、検査してがんと言われたら怖いので健診に行かない、すると早期発見されないので進行がんや末期がんになります。どこかでそれを断ち切るには、知るということが大事であると言われております。

国が2012年度に定めましたがん対策推進基本計画では、がん教育について、子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識を持つよう教育することを目標に掲げております。がんと喫煙などとの関係や治療方法、健診の重要性に関する知識に加え、がんという病気から健康問題や医療の現状、命の大切さなど、小中高生のときから総合的に学べる体制づくりが重要だと思います。

がん教育は、子供たちが自身の健康の大切さを学ぶと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくすための重要な機会にもなります。既に欧米では当たり前のようがん教育を行っております。そのため、がん検診受診率は、乳がん検診ではオランダが88.1%、アメリカでは72.5%、子宮がん検診ではアメリカが83.5%、豪州では81.5%に対し、日本では24.5%といまだに低い受診率です。子供のがん教育ががん検診の受診率を上げる有効な方法となるのではと期待するものでございます。文科省は、2014年度にモデル校を選定して、2016年までの3年間先進的な教育を行

うとしております。できれば、モデル校としてがん教育の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

本市におかれましては、現在どのようながん教育に取り組んでみえるのか、また、今後小・中学校でがん教育の強化に取り組んでいただきますよう、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、（２）いじめ問題について。

国立教育政策研究所が7月に発表しました調査結果によりますと、2010年から2012年の3年間に、いじめを受けたことがある小学生4年生から6年生の間は87%で、いじめをしたことがある小学生は86%と約9割に上ることが判明したとのことです。研究所によりますと、一部の特定の児童・生徒だけが巻き込まれているわけではなく、ほとんどの児童・生徒が被害者にはもちろん加害者になっても不思議ではない、被害者も加害者も大きく入れかわりながらいじめが進行すると分析しております。

調査は、大都市近郊で、住宅地、商業地、農地を抱える地方都市の小・中学校19校で実施されました。いじめの被害の内容では、小学校では「仲間はずれ・無視・陰口」が上位で、男子が45.4%、女子が50.5%。「からかう・悪口」が、男子が44.3%、女子が41.5%でした。中学校でも同様で、「仲間はずれ・無視・陰口」が男子32.4%、女子37.7%。「からかう・悪口」が男子37.5%、女子31.6%という結果で、このほか「ひどくぶつかる・たたく・蹴る」、「かるくぶつかる・たたく・蹴る」、金銭を強要、物を壊すなどのいじめ被害があったとの調査結果となっています。

私立中学校に通う女子生徒がいじめを苦に特急電車で飛び込み死亡した事件や、大津市でのいじめによる自殺などいじめ問題が後を絶たない中、子供の命を守るため、教育現場はもちろん社会を挙げていじめ根絶への対策を進めていかなければなりません。いじめの事件では、誰にも悩みを打ち明けられず学校や大人の側も把握できないまま深刻な事態に進むケースもあります。いじめを受けている子供たちのSOSをいち早く受けとめて、いじめの芽を早く摘み取ることが重要です。何より子供たちにとって相談しやすい環境の構築が重要だと思います。

このような中、本年の6月21日にいじめ防止対策推進法が成立しました。また、2013年度の政府の予算では、いじめ対策等総合推進事業に前年度比8億円増の48億円を盛り込むなど、いじめ問題へ向けた取り組みが強化されました。昨年もしじめ問題の質問をさせていただきましたが、本市におかれましては重篤ないじめはないとのことで、いじめの件数もそれほど多くはないとの御答弁でした。ほぼ1年になりますが、本市のいじめの実態と対策について、この1年間で何か変化がありましたでしょうか、お尋ねをいたします。

国はスクールカウンセラーを拡充し、いじめの早期発見、早期対応のために児童・生徒、保護者などの心のケアを担うなど、相談しやすい環境づくりにスクールカウンセラーを配置されましたが、本市におけるスクールカウンセラーの役割について、また、いじめ防止対策推進法により、

今後いじめ対策がどのように強化されていくのかについてお尋ねをいたします。

次に、（３）不登校対策について。

不登校とは、学校もしくは登校に対して、恐れ、拒否感、怒り、罪悪感などの葛藤を伴い欠席状態を続けることです。文部科学省の資料平成21年度によりますと、不登校の数は中学生で3%弱、小学生で0.3%強と言われております。文部科学省の不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとなっております。小学校半ばまでの年代は家や親と離れることに対する不安が原因と考えられ、それ以上から中学時代の不登校は、思春期心性が関与している可能性が大きいのではと言われております。そうした発達段階にいじめ、家庭不和、学力低下、対人関係のトラブルなどがあると、心を閉ざし、家に閉じこもり、不登校になる子供もいます。また最近では、不登校や引きこもりの背景となっているさまざまな精神障がいの中で、何らかの発達障がいの診断を受けた人が多く含まれているということがわかってきたようです。

何の問題もなく元気に学校に登校していた我が子があるとき突然登校しなくなったら、親として心配になったり挫折感を持ったり、不登校は子供も親も痛手となり負担にもなります。不登校の児童・生徒はどの学校にも見られ、日本の学校教育の大きな課題でもあります。本市の学校教育現場におきましても、これまで不登校対策に積極的に取り組んでいただいております。中には教室に入れず保健室登校や、保健室以外にもスクールカウンセラーなどの心の問題を専門とする人も配置されており、ほっとスペースや相談室も開設され、学校に登校する前段階として適応教室もあります。しかしながら、不登校の児童・生徒がなかなか減少していない現状であります。不登校の現況について何点かお尋ねをいたします。

不登校の実態につきまして、小・中学校の学年別の人数や日数について、またその要因につきまして把握してみえると思っておりますが、具体的にどのようなことが原因なのか、また、小・中学校におけるその対策についてお尋ねをいたします。

次に2問目、公共施設のトイレ環境について、（１）高浜市立中央公民館のトイレ改善について。

高浜市立中央公民館は、市民のコミュニティの拠点として30年以上多くの人に利用されています。大規模施設として600人収容可能な大ホールでは、有名人や講師をお招きし講演会を開催したり、夏休みには子供向けの映画を上映したり、文化や芸術、音楽などの発表会に利用したり、ときには他市や全国から集ってみえる方々のイベントや学習の場として利用していただき、人々の交流の場として利用していただいております。ホール以外にも、会議室、和室、茶華道室、講義室、図書室が整備され、市民の多種多様な活動に対し、人と人との交流を通して健康的で豊かな生活のため、市民にとりましてはなくてはならないよく利用される施設でもあります。開設さ

れて30年以上ということ、ふぐあいが生じると市民の要望に応じ改修し、市民が少しでも快適に利用できるよう配慮していただいております。

今、時代はバリアフリーからユニバーサルデザインの時代となり、高齢者、障がい者のみならず全ての人が安心して快適に暮らせるようなデザインを目指してあらゆる分野で推進がされております。本市におかれましても、その理念がまちづくりに浸透してきたのではと思います。そこで今日は、高浜市立中央公民館のトイレにつきまして質問をさせていただきます。

市民の方々から御要望をいただきましたので、先日中央公民館のトイレの調査に行ってみました。障がい者用のトイレは1階のトイレに2カ所ありました。本来なら2階、3階にも必要です。障がいをお持ちの方がわざわざ下までおきてきて利用するのは大変なことです。それから、今どき珍しいのですが、洋式トイレは一つもなく全て和式トイレです。膝や腰の悪い方、お年寄りに和式トイレは危険ですし、とてもつらいとのこと。御家庭のトイレもほぼ100%洋式になりました。ウォシュレットもついています。多くの市民が集う高浜市の中心的な存在でもある中央公民館のトイレをぜひ改善していただきたいと思います。和式トイレを洋式化し、2階、3階にも障がい者用のトイレを設置していただきたいとの要望です。当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、小野田由紀子議員の1問目、教育行政について、（1）がん教育の強化についてお答えさせていただきます。

まず、現在の小・中学校でのがん教育についてであります。小学校では、6年生の保健教育、「生活のしかたと病気」という単元において、生活習慣病の一つとしてがんを取り上げています。喫煙や度を越した飲酒、偏った食生活などが病気のきっかけとなるので望ましい生活習慣を身につけることが大切であるとし、主に病気予防に関する教育を行っています。栄養教諭がゲストティーチャーとして登場し、朝食をきちんととることや糖分のとり過ぎに注意することなど、児童期からの望ましい食生活について具体的に話をすることもあります。ほかには、がんについて特集した記事が掲載された小学保健ニュースを保健室前の掲示板に掲示したり、道徳の授業で生命尊重をテーマに、がんにも冒されても治癒し前向きに生きている人の姿を取り上げたりして、がんについて考えさせる機会をつくっています。また、自分の生活を振り返って見直し、規則正しい生活を送ることの大切さを知ってもらうため、学校全体で生活リズム週間を設定して家庭と連携しながら健康教育に取り組んでいる学校もあります。

中学校では、3年生の保健の授業で健康な生活と病気の予防について学ぶことになっており、

「生活のしかたと生活習慣病」、「生活習慣病の予防」、「喫煙と健康」と項目立てされています。がんや心臓病など死亡の原因となる病気について学習することはもちろん、健康に生活するためには食事、運動、睡眠や休養をバランスよくとる生活を送る必要性を中学生に理解させる内容です。生活習慣が身についてくる中学生の時期を捉えた学習となっています。教科書には、がんを防ぐための12カ条も掲載され、がんになりにくい体にするためには具体的にどのような生活を送るとよいかも示されています。また、健康診断などでも病気の予防や早期発見ができるということで、特別な症状がなくても定期的に検査を受けることを勧める記述もあります。さらに「喫煙と健康」では、喫煙開始年齢が低いほど喫煙期間が長くなり、吸わない人と比べると肺がん死亡率が高くなることを生徒たちに教えています。喫煙や飲酒、薬物などに興味が出てきたり、誘惑があったりする中学生に、それらから引き起こされる病気の怖さを知らせ、自制できる大人に成長できるようにすることが目的です。

こういった状況から、中学校においても小学校と同じく死亡原因となる病気予防の面から指導を行っています。カリキュラム以外では、昨年度2月にがん研究振興財団から送られた「がんを防ぐための新12か条」という冊子を市内の中学生に配布しました。この中で、感染予防や早期治療で発生を防ぐことのできるがんがあること、多くのがんは早期発見により治癒可能であること、がんイコール死ではなく、治る病気になりつつあることが紹介されており、がんから身を守るのは自分自身であることを伝えています。

以上が、現在取り組んでいるがん教育であります。

次に、今後小・中学校でどのように取り組んでいくかということについてお答えさせていただきます。

平成25年8月13日、文部科学省では小中高校でがんに関する保健教育を強化する方針を決めました。高浜市においても、文部科学省の方針に従って、がんに関する知識の普及啓発を進めたいと考えています。がんから身を守るには、がんに関する正しい知識を得ることが欠かせません。そこで、子供たちにがんについてわかりやすく知ってもらうため、日本対がん協会が発行している中学生向けDVD「がんちゃんの冒険」を各学校に配布し、授業に活用していく予定です。このDVDは、特にがん検診を受けることの大切さを訴えている内容ですので、早期発見、早期治療へつながっていくものと考えています。

また、早期発見、早期治療のための検診受診という点では、保護者の協力を得たいところあります。保護者にがんに対する正しい知識を持ってもらい、自分の子供や自分自身の健康について関心を持ってもらえれば、小児がんの発見やがんに対する偏見も改善されていくことが期待できます。小・中学生の保護者は、実際のがんのリスクが上がり始める40歳前後の方が多く、親が進んで検診を受ける姿は子供の検診受診へとつながっていくことでしょう。逆に、子供たちが学んだことを家庭で話すことによって、親世代の検診受診率が高まることも期待できるかもしれま

せん。がんは早期発見、早期治療をすれば治る病気であることを理解してもらうため、進路説明会や入学説明会などで保護者に対する啓発も進めていきたいと考えています。

以上、がん教育の強化について述べさせていただきましたが、モデル校につきましては国の動向を見守りたいと考えています。がんに対する正しい知識が検診受診へとつながり、自分の健康を自分で守ることができる児童・生徒を育てることが重要であると考えています。

(2) いじめ問題について、まず、高浜市の小・中学校におけるいじめの現状といじめの早期発見、早期対応についてお答えさせていただきます。

いじめは子供の成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、命や身体を危険にする状態にもなる大きな問題であります。幸い市内の小・中学校では重篤ないじめ事件は発生しておりません。昨年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によるいじめ調査では、小学校で6件、中学校で3件、計9件の報告がありました。ことしに入ってから、9月5日現在で小学校が1件、中学校が2件の報告がありましたので、昨年度から小学校ではいじめ問題の認知件数は減る傾向にあります。一方中学校では、身体に危害を及ぼすいじめは減っているものの、スマートフォンや携帯電話を媒介としたいじめやトラブルに発展しかねない傾向にあります。スマートフォンや携帯電話を媒介としたいじめやトラブルは、近隣の市町でもふえる傾向にあり、今後とも減ることはないと予想されます。

次に、学校が取り組んでいるいじめの早期発見、早期対応についてであります。

小学校では、市内全ての学校で生活アンケート、いわゆるいじめを早期に発見したり、児童の生活の状況を把握したりするためのアンケートを年に2回行っています。また、このアンケート結果をもとに、小学校では全ての児童と担任が面談を行う「あのねタイム」等を設け、児童の生活の状況をより詳しく把握することにしています。このように、児童が抱えている問題や心配を早期に担任が把握し、児童、保護者と相談したり、児童に支援したりすることで解決し、いじめ問題まで発展させない未然防止の取り組みを行っております。

中学校でも、同じようにいじめを早期に発見するためのアンケートを年に2回行っております。中学校ではいじめが早期に発見できない場合、問題が重篤化することがありますので、両中学校とも保護者にもアンケートを実施し、いじめやその他、生徒指導上の問題行動に関する情報をしっかりと収集する取り組みを行っております。

次に、いじめ問題に関するスクールカウンセラーの役割についてお答えさせていただきます。

愛知県のスクールカウンセラー派遣制度は平成13年から始まり、学校においてカウンセリング等の機能を充実し、児童・生徒の問題行動に対応することを目的としております。市内の小・中学校には3名のスクールカウンセラーが派遣されておりますが、全て臨床心理士の資格を有しております。スクールカウンセラーは、いじめ、不登校、その他の児童及び生徒の問題行動を解決するために、校長の監督のもと、児童・生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教

職員や保護者への助言、カウンセリング等に関する情報の収集と提供といった3つの業務を行っています。

3名のスクールカウンセラーは、小学校に1名、中学校にはそれぞれ1名ずつの配置となっております。小学校に配置されているスクールカウンセラーは、高浜小学校を拠点校として、1週間に1度、午前中3時間で1校、午後の3時間で1校小学校を巡回し、カウンセリングや教職員の助言、支援活動を行っています。中学校は、週に1度、午前3時間、午後3時間の6時間、対象校で生徒や保護者にカウンセリング、教職員に対して助言、支援を行っています。

さて、このようなスクールカウンセラーのいじめ問題へのかかわりについてではありますが、高浜市ではいじめの認知件数が少ない状況にありますので、今のところ、いじめの被害者の心のケアを初めとしてスクールカウンセラーがいじめの問題にかかわった事案はありません。しかし、今後いじめの態様の変化等によりスクールカウンセラーや関係機関との連携が必要となつてまいりますので、今後ともスクールカウンセラーと学校が連携をして、被害児童・生徒の支援だけでなく未然防止の取り組みを積極的に行っていきたいと考えています。

次に、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止対策を今後どのように強化していくのかについてお答えさせていただきます。

いじめ問題は、時にはとうとい命をみずから絶ってしまう事態まで発展することもある重大な問題であります。いじめはどこの学校にもどの児童・生徒にも起こり得る問題でありますので、教育委員会、学校では、心を育てる道徳教育の推進、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでまいります。また各学校では、いじめの防止等の措置を実効的に行うため、新たにいじめ防止の基本方針の策定といじめ防止対策に取り組む組織の立ち上げに取り組んでいます。

1点目のいじめ防止の基本方針の策定につきましては、文科省が9月28日をめぐりに基本方針を策定するとしていますので、その通知を踏まえて各学校でつくることとしています。2点目のいじめ防止対策に取り組む組織の立ち上げについては、9月の定例校長会で教育委員会より情報提供をさせていただきました。具体的なメンバーとしましては、教職員のほか臨床心理士、生徒指導相談員、保護者代表、スクールカウンセラー等の構成で提案したところであります。

一方、教育委員会においても新たな取り組みがあります。いじめ防止の基本方針の策定、高浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置とその設置要綱又は設置要領の策定です。いじめ防止の基本方針の策定は、学校と同じように国の策定を受けてつくることになります。高浜市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止と認知したいじめ問題の早期解決に向けて関係機関等の連携を図るために設置するもので、メンバーとして、教育委員会、学校関係者のほかに、保護者代表、福祉部代表、心理専門家、スクールカウンセラー代表、警察OB等を考えております。

いじめは被害者の児童・生徒はもちろん、その周りの子の心にも重大な影響を与え、時には傷

つけることとなります。学校、教育委員会、福祉部、児童相談所、警察等の関係機関との有機的な連携を図り、いじめ問題から児童・生徒を守っていく所存であります。

(3) 不登校対策についてお答えさせていただきます。まず、高浜市の小・中学校の不登校の現状についてであります。

不登校児童・生徒とは、年間30日以上欠席者で、病気や経済的理由等を除いたものです。ことし5月1日付で行われた学校基本台帳調査によると、昨年度、全国で、小学校は2万1,175人、中学生は9万1,262人の不登校児童・生徒がいます。愛知県は、小学生1,644人、中学生が6,093人でした。高浜市は、小学生が21人、中学生が65人で、市内の小・中学校全ての学校において、不登校児童または不登校生徒が在籍しております。この中で、100日以上欠席の不登校児童・生徒は、小学生で2人、中学生で4人いました。

また、不登校児童・生徒の出現率は、小学生の全国平均が0.31%、愛知県が0.39%、高浜市が0.69%です。中学生の全国平均が2.57%、愛知県が2.76%、高浜市が4.39%です。このように、高浜市の出現率は、小学校、中学校とも全国や愛知県よりも高くなっております。

高浜市の不登校児童・生徒の学年別の内訳ですが、小学生は、1年生が2人、2年生が5人、3年生が1人、4年生が3人、5年生が8人、6年生が2人でした。中学生は、1年生が20人、2年生が32人、3年生が13人でした。このことから、不登校児童・生徒は中学校1年生で急にふえ、2年生でピークを迎える傾向にあります。男女比は、小学校が14対7で、男子が女子の2倍、中学校は、33対32で男女ほぼ同数でした。

不登校になったきっかけは、全国的には、情緒不安、生活環境をめぐる不安、友人関係に起因する心因性の不登校が多く見られますが、最近では、無気力型や怠学傾向の不登校もふえてきていると言われております。不登校に陥るきっかけの主なものは、小学生の場合、無気力が6人、病気による欠席が5人、親子関係が5人、家庭環境の急激な変化が3人でした。一方中学生の場合は、無気力が20人、不安など情緒的混乱が15人、遊び・非行が6人、病気による欠席が4人、学業の不振が4人となっており、小学生も中学生も無気力が全体の約30%を占めています。このきっかけが無気力というのは、学校に対して強い拒否というのではなく、将来に対して夢を持つことができず、勉強や学校に通うことに意味を見出せないために不登校になっていったということでもあります。

次に、不登校児童・生徒に対する学校の対応についてであります。その対策は大きく2つあります。不登校児童・生徒を出さないための対策と児童・生徒が不登校になったときの対策ですが、最初に不登校児童・生徒を出さないための取り組みです。

新たな不登校児童・生徒を出さないためには、学校生活を充実したものにし、児童・生徒自身が授業や生活の中で自分の成長を実感できることが重要です。各学校では、主に次の4つのことに取り組んでいます。

1つ目は、わかりやすい授業、知的好奇心を揺さぶる授業を目指し、教員の授業力を高める研究や教材研究に取り組んでいます。高浜市では教員に年1回の授業公開を義務づけ、教員の授業力の向上に努めています。

2つ目は、児童・生徒のコミュニケーション力を高めるため、子供同士、地域の方とのかかわり合う場を授業や生活で設定しています。授業では話し合いやプレゼンを取り入れ、登下校や掃除等では異年齢集団での活動を多く取り入れたり、学級活動でソーシャルスキルトレーニングを行ったりする学校もあります。さらに、総合的な学習の時間の活動では地域の方を講師として招くなど、地域の方との触れ合いを豊かにする活動にも取り組んでいます。

3つ目は、学校行事を児童・生徒自身が主体的に取り組むプログラムを取り入れていることです。例えば修学旅行では、多くの学校でグループに分かれての分散学習を取り入れています。グループのメンバーの興味や関心によって目的を設定し、学習する場所や行程を自分たちで計画します。また、運動会や学校祭等でも児童・生徒が主体的に活動できるように取り組んでいます。

4つ目は、小・中の連携を密にしていることです。中1ギャップという言葉が出てきて久しくなりました。環境の変化は成長のチャンスですが、その変化を受け入れる準備ができていないと不適応状態になり、不登校など問題行動につながることもなります。そこで、小学校と中学校の連携をしっかりと行い、中学校に進学したときもスムーズに中学校生活に入っていけるように、小・中学校が連携して取り組みを行っています。例えば部活見学会では、夏休みの2日間、小学校6年生が中学校の部活を見学する会を行っています。高浜中学校に進学予定の317名のうち183名が、南中学校には進学予定者196名中133名の児童が部活動を見学しました。また、中学校入学説明会のときに、中学校1年生の授業見学や交流の時間を設けて、6年生に中学校の授業や生活の雰囲気を感じてもらおうと取り組んでいます。さらに今年度から、小学校に中学校の先生を招いて、6年生が中学校の学習や生活の話聞く会を全小学校で計画しています。

次に、欠席が多くなってきた児童・生徒、不登校児童・生徒に対する主な3つの対策についてです。

1つ目は、児童・生徒の状況をしっかり把握することです。児童・生徒を取り巻く環境の急激な変化が不登校につながっていることがありますので、児童・生徒から家庭の様子や自身の状況を聞くだけでなく、家庭訪問を行い、保護者に児童・生徒の学校の様子を伝え、保護者から家庭の様子や児童・生徒の家庭での様子を聞きます。学校には、3日休んだら家庭訪問という言葉があります。風邪等の病気と欠席理由がはっきりしていても、その欠席をきっかけに休みがちになることがあります。児童・生徒の様子をつかむだけでなく、担任の思いを伝えていくにも家庭訪問は大切な手段と考えています。

2つ目は、不登校対応教室の活用です。両中学校とも不登校生徒対応教室があります。高浜中学校は「レインボー教室」、南中学校は「みなみ」と呼ばれ、登校はできるが自分の教室には入

れない生徒の支援を行っています。現在、高校のレインボー教室には7名の生徒が通級しており、南中のみなみには2名の生徒が通級しています。不登校生徒対応教室には市の非常勤のスクールヘルパーがおり、クラス復帰に向けて生徒一人一人に合った学習支援が行われます。なお、この教室に通級する前には、両中学校ともスクールカウンセラーとの面談を必ず行うことにしています。教室には入れない生徒は、心に何らかの不安や心配事があると考えられます。そのため、これをきっかけにスクールカウンセラーとかかわりを持たせ、継続して生徒の心の支援を行っています。

3つ目は、ほっとスペース（校外不登校児童・生徒適応教室）の活用です。この教室の目的は、家庭から外に出ることのできない児童・生徒に外部とのかかわりをつくること、学校に登校できない児童・生徒を学校につなげることの2点があります。ことしは、ほっとスペースに来ている生徒が両中学校合わせて13人いますが、小学生の利用者は今のところありません。利用状況は、4月は延べ88人、5月は延べ76人、6月は延べ58人、7月は延べ52人でした。ほっとスペースには生徒指導相談員2名が交代で常駐して、一人一人の児童・生徒に合わせて活動の内容や時間割を組んでおり、学校と同じように問題集等を使って教科学習を行う生徒もいれば、ほとんど読書という生徒もいます。また、少しでも友だちとかかわらせる経験をさせるため、卓球台や用具を用意し活動することもあります。

さきに述べさせていただきましたが、ほっとスペースは登校につなげることも大きな役割の一つですので、学校と密接に連絡をとり合っています。担任や不登校担当教員が4月は71回、5月は55回、6月は41回、7月は50回ほっとスペースを訪問し、学習指導、学習支援、相談活動を行ったり、指導員と情報交換を行ったりしています。

以上、不登校児童・生徒を出さない取り組み、不登校児童・生徒を学校に復帰させる取り組みについて述べさせていただきました。今後とも教育委員会は「まず1人を救う。新たな1人を出さない」という言葉のもと、不登校の問題を学校、保護者、関係機関やスクールカウンセラー等と連携をとって取り組んでいくことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、続きまして小野田由紀子議員の2問目、公共施設のトイレ環境について、（1）高浜市立中央公民館のトイレ改善についてにお答えさせていただきます。

中央公民館及び市民センターは昭和55年11月1日に開館し、ことしで33年目を迎えることとなります。平成24年度実績の年間の利用件数は2,346件、利用人数は6万5,219人と非常に多くの人々に御利用いただいている施設で、本市のランドマーク的な施設として市民の皆様にもなじみの深い施設となっております。現在、公共施設のあり方について、今後の行政サービスのあり方

や公共施設マネジメントの全体方針となる高浜市公共施設あり方計画の検討・議論が重ねられており、今年度に公共施設保全計画（案）が取りまとめられる予定となっております。

このような状況下で、中央公民館にありましては、市内に数ある生涯学習施設の中でも基幹的な施設であり、また600人余の大勢の方が一堂に会することができる市内唯一の施設である市民センターを併設していることから、ほかに代替施設が見当たらない施設でもあります。したがって、33年目という経年劣化の部分はございますが、施設の廃止という選択肢は持ち合わせておらず、耐用年数の長寿命化による保全を考えるべき施設であると位置づけております。

このような位置づけの中で、冒頭申し上げましたとおり、年間の利用者数が非常に多い施設であることから、その分利用者からの御要望も多く寄せられているところであります。小野田議員から御指摘いただきました和式トイレの洋式化についても利用者から既に御要望をいただいております、その声の多くは、足腰に自信がない高齢者の方が利用したい催し物があっても、多くの方が集まり比較的長時間とどまる施設にしては障がい者用トイレの洋式だけでは不安があり、利用を控えてしまうという内容でございました。こうした利用者の皆様の御要望と生活様式の変遷を踏まえまして、来年度に向けて、和式トイレを洋式化する準備を進めているところでございます。しかしながら、住宅でのトイレの洋式化が進んでいる一方で、公共での洋式トイレを嫌がる方がいらっしゃることも事実でありますので、全てのトイレを洋式化するのではなく、既存の和式トイレの一定数を洋式化してまいりたいというふうに考えております。

なお、中央公民館の2階、3階への障がい者用トイレの設置につきましては、障がい者用トイレを設置する上では一定のスペースの確保が必要となりますが、現在、中央公民館の2階、3階フロアは会議室などが配置をされておまして、こうした会議室の見直しと大規模改修が必要となっております。したがって、各階の既存の和式トイレの男女各1カ所を洋式化していくことが現実的な対応であると考えておりますので、障がい者用トイレを御利用の方には大変御不便をおかけいたしますが、エレベーターの活用による1階への移動をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

初めに、がん教育の強化についてですけれども、がんは早期発見、早期治療が最も大切ですから、がん教育を受けたお子さんが大人になったとき当たり前のようになんか検診を受診して、海外のように受診率がアップし、がんでとうとい命をなくすことがない、そんな時代が来ればいいなと願うものでございます。

それから、逆教育ということで、先ほど御答弁にもありましたけれども、お子さんが両親になんか検診に行くよう勧めるということでがん検診の受診率が上がればなど、これは一石二鳥といたしますか、がん対策に大きな効果が期待できるのでは思っております。御答弁の中で、今後の取り

組みとしまして、DVD「がんちゃんの冒険」を各学校に配布して授業に活用していくというところでございますが、お子さんが楽しく学べるのではないかなと思います。前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ今後も引き続きがん教育にしっかり取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それから、次にいじめ問題についてですけれども、いじめにつきましては昨年質問させていただいたときと同様、高浜市においては重篤な事件はないということで、小学校が6件、中学校が3件、合計9件。小学校では減少傾向にあるという御答弁で、日ごろから先生方が早期発見、早期対策に御尽力いただいているその成果ではないかと思えます。

先ほどの御答弁の中で、スマートフォンや携帯電話を媒介としたいじめやトラブルに発展しかねない傾向にあるということですが、以前出会い系サイトなどから犯罪に巻き込まれる事件が多発しましてフィルタリングが義務づけられましたけれども、今はスマートフォンの時代で大変便利になりました。このスマートフォンや携帯電話でのいじめにつきましても、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。それからいじめの件数に入っているのかもお尋ねをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） スマートフォンや携帯電話に関連してのいじめ、トラブルでの質問についてお答えします。

昨年度、携帯電話、スマートフォンを媒介としたトラブルは1件ありました。中学生の実名と性格がブログ上に書き込まれているというものです。書き込まれた内容は個人を傷つけるものではなかったものの、実名を公開するなど悪質であるため、学年集会を開いて指導を行い、保護者にも連絡をしました。本年度は3件の報告がありました。1件目は、中学生の女子2人がお互いに悪口をメールで送り合ったというものです。2件目は、中学生の女子が学校でのトラブルを引きずって、トラブルの相手の実名と悪口をフェイスブックに書き込んだというものです。3件目は、中学生女子が学校でトラブルがあった相手の悪口をLINEに書き込み、LINEに登録した仲間内でその相手の悪口を書き合っていたとのこと。この件に関しては、多人数で1人の悪口を書いたということはいじめとして計上しております。

以上、昨年度から携帯電話、スマートフォンを媒介としたトラブル、いじめについて報告させていただきました。なお、今後このようなトラブル、いじめ等がふえることが予想されるので、11月15日の金曜日午後5時半から、携帯会社の協力により市内教職員向けに携帯安全教室を行う予定です。今、携帯電話やスマートフォンの世界でどのようなことが起きているのかを知り、児童・生徒の指導の参考にしていただくことを目的としています。このように、今後も教育委員会、学校が一体となり、児童・生徒の健全育成に積極的に取り組んでいく所存であります。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 大変便利な世の中になった反面、いろいろな問題も出てくるのではないかなと思っております。携帯電話やスマートフォンがいじめの便利な道具として使われるのは本当に残念なことだなと思っております。早速、今御答弁いただきましたけれども11月15日の金曜日に先生方が研修を実施して下さるということですので、今後も対策をよろしく願いいたします。

それから、今後の取り組みにつきましては、いじめ防止基本方針の策定、それから高浜市いじめ問題対策連絡協議会を設置されるという御答弁でございましたので、大変心強く思います。今後もよろしく願いいたします。

それから、次の不登校対策ですけれども、不登校のお子さんが、小学生が21人、それから中学生が65人、その比率が国や県よりもかなり高いということで先生方も大変御苦労があるかなと思います。それから不登校になったきっかけが、無気力が30%ということで大変驚いたんですけれども、今はお子さんを取り巻く環境も多種多様化してきておまして、中にはお子さんの生きる力が十分育まれない暗い側面もあるかなと考えますけれども、どのお子さんもそれらを乗り越えて、皆さん元気に学校に登校してほしいなと切に願うものでございます。

学校も、今御答弁いただきましたようにあの手この手といろいろ取り組んでくださっております。そんな中で、お隣の碧南市、それから知立市なんですけれども、愛教大の教師の卵でもあります大学生を相談員として活用してみえます。平成20年度からハートフレンド事業としまして碧南市では実施されております。相談室登校のお子さんの相談に乗ったり、それから学習支援を行ったり、家庭訪問活動では話し相手や遊び相手になったりして少しずつ信頼関係を築いて、自分を受け入れてくれるお兄さんやお姉さんとして慕っているということでございますけれども、高浜市におかれましても今後こういったような取り組みもされてはいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 大学生を相談員として活用されることを取り組んでみてはいかがでしょうかということについてお答えさせていただきます。

小野田議員御指摘のとおり、知立市ではアイフレンド事業において、有償で大学生を3中学校へ3名派遣しております。週2回、午後の3時間で主に学習支援、会話、適応指導教室の支援をしております。また、碧南市ではハートフレンド事業において、保護者の要請のもと有償で大学生を学校や家庭へ派遣しています。現在活動中の学生は21名で、効果を上げていると聞いております。

本市においては、高浜市ボランティア学生派遣事業、学習支援ボランティア、学生チューターを募集しており、現在4名の学生が、気軽に話したり、遊んだり、相談に乗ったり、学習支援な

どを行っています。また、西三河教育事務所、家庭教育コーディネーターの紹介で、ホームフレンドとして大学生を派遣していただいたこともあります。さらには、先ほど答弁させていただきましたが、スクールヘルパー事業で両中学校へ教員免許を持った若い方を1名ずつ、毎日5時間から7時間程度、学習支援を行ったり、相談に乗ったり、家庭訪問したりするなどして、生徒に寄り添う形で支援をしております。ただ、学生チューターの人数はまだまだ十分とは言えません。今後も積極的に学生チューターの登録を呼びかけ、児童・生徒に寄り添えるように努めていきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 学生チューターということで、前向きな御答弁ありがとうございます。大学生のお兄さんやお姉さんに今後期待を申し上げたいと思います。

碧南市ですけれども、平成24年度では、この大学生のお兄さんやお姉さんが33名、延べ約2,400時間活動されたというふうに資料をいただいて伺っております。お子さんの信頼関係ができてとてもうまくかわってくださったようですので、ぜひこのことにつきましてもよろしく願いたします。

それから、もう1点ですけれども、不登校のお子さんの中で、中には長期欠席でひきこもり、将来的にニートのお子さんとかいって社会問題にもなっておりますけれども、こういったケースもありますけれども、進学や就職等の状況についてはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 不登校生徒の進学、就職状況についてですが、平成24年度、不登校が理由で30日以上欠席した中学3年生は両中学校で13名います。内訳は男子5名、女子8名です。13名のうち進学者は10名、就職者2名、帰国1名となっております。進学者の内訳ですが、私立高校1名、専修・各種学校8名、定時制1名となっております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。中学を卒業してから、高浜市の場合は全員のお子さんが進学もしくは就職をしたということで、新しいスタートができたということで本当に安心をしました。今後も一人も漏れなく新しい出発ができるように、先生方よろしく願いたします。

それから、次に2問目ですけれども、高浜市立中央公民館のトイレ改善につきましては、来年度に向けて洋式化する準備を進めていくという御答弁でしたので、利用される市民の皆様方大変喜ばれるのではないかなと思います。障がいをお持ちの方には今後もエレベーターで1階まで来て障がい者用のトイレを利用させていただくということで、健常者の私でも3階から、例えばエレベーターに乗って1階までおりて、そして1階のトイレに行くというのは大変なことだなと思います。そんな中、障がい者の方が車椅子でエレベーターに乗って、また1階までおりてということで大変申しわけないなというふうに思いますので、スペースの確保ができないということで仕

方がないかもしれませんが、今後将来的に長寿命化の中で改善ができるようであれば、そのときにはぜひ皆さんの御要望をお聞き取りいただきたいと思います。このことは要望としておきます。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、市長の行政運営について。以上1問についての質問を許します。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずもって、吉岡市長におかれましては、8月の市長選挙において無投票での当選、まことにおめでとうございます。市政クラブを代表しまして、心よりお祝いを申し上げます。

吉岡市長の1期目の4年間を思い起こせば、その当選の10カ月ほど前に発生したリーマンショックの影響で、日本経済は大きな打撃を受け、その後の高浜市財政も非常に厳しい時期になったときでございました。また、当選当日は、高浜でもトリプル選挙ということで、衆議院の選挙、市議会議員の補欠選挙とございまして、国の政治においては実質の政権交代が始まった日にもなったということで、私的には政治的にも不安定さ漂う雰囲気であったなというふうなことを思い出します。また、2011年3月11日には、東日本大震災という未曾有の災害が発生し、多くの犠牲者の方々、被災者の方々が生まれ、同じ国の中にそういった方々が存在するという状況に対して、ある面戸惑いながらも復旧・復興に日本が一丸となって進んできた、そんな大変な4年間であったというふうに思います。

その中で、吉岡市長の基本姿勢として、現場主義とスピード感、信頼性、誠実さを掲げて、高浜市の市政運営に当たられてきました。このことは、今定例会の御自身の所信表明でも触れられたとおりであります。まさに、吉岡市長のこの4年間は、ことしの市長選挙が無投票当選という結果から見ましても、多くの市民の皆さんが吉岡市政を評価した結果といっても過言ではないと思います。改めて2期目4年間の高浜市のかじ取りを御期待するとともに、よろしく申し上げますと申し上げさせていただきます。

さて、本日の一般質問でございますが、市長の行政運営について伺いたいと思います。

先日の市長の所信表明で決意等も伺いました。私の議員経験の中では、市長選再選後の9月定例会において、市長の所信表明が行われるのは初めてのことであります。それほど、しっかりと決意を持たれて市長選挙に臨んだというところであると思えますし、その思いはしっかりと市長の胸にあることだというふうに感じております。

さらには、高浜市第6次総合計画の前期基本計画の総括や中期基本計画についてもお聞きしたいと考えております。

また、行政各部局にも行政全般について一問一答での質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それではまず、吉岡市長の2期目の市政運営に対する決意を、いま一度お聞かせをいただきたいと思えます。

この後は自席で進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、北川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ただいま、北川議員からは、私の1期目の市政運営に対する大変過分な御評価と、そして2期目に向けての期待ということで、大変ありがたいといえますか、まるで応援のような弁をいただきました。本当にありがとうございました。改めて、市民の皆様の負託に応えるべく重責を感じておるところでございます。

まず、2期目の4年間に向けてですが、1期目で策定した構想だとか計画だとか、そういったものを基礎としまして、その上で私どもが総合計画の中で目指しておる「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を目指して、私どもの小さなまちだからこそできる、いわゆる先ほどお話があった現場主義であるとか、また市民との協働であるとか、そういったことをもとに、この2期目も邁進をしまいたいというふうに思っております。ただ、これは私が申し上げるだけでは事は進まないわけございまして、議員各位、また市民の皆様方の御支援、御協力が必要になるわけでございます。一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、最初の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございました。

所信表明でしっかりと決意のほうは伺っておりますけれども、きょうまた傍聴に、新たに見えた方も見えます。また市長の思いというものを伝えられたと思えます。

さて、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されて、地方自治法から総合計画の策定義務がなくなりました。しかし、この高浜市はいち早く高浜市自治基本条例、この条例を制定しまして、第21条で「議会及び行政は、総合的・計画的に行政を運営するために、総合計

画を策定します。」と定めております。その内容は、基本構想と基本計画とアクションプランで構成するとしておりまして、これを受けて高浜市第6次総合計画が策定をされ、我々も議決をしたところでございます。

この総合計画の基本計画、2011年から2013年、前期基本計画でありますけれども、それが最終年となっております。そしてまた、来年からはこの基本計画の中期計画が始まるわけでございますけれども、この総合計画が自治法から消えるということ、そしてきちんと市の条例でもって総合計画をつくるということに決められた。我々議会も基本構想のみならず、基本計画まで議決にするんだということを決めさせていただきました。まさに、総合計画をつくってきた市民会議、市民と職員の多くの方々が、多くの回数会議を重ねてこられたんですけれども、その会議。それから、我々が議決をすることによって、議会も責任を持つんだということをあらわしたつもりであります。本日、この議場の中に16名の議員がいますけれども、当時の議決に携わった議員というのは10名です。ぜひ、この経緯というものを重く受けとめていただいて、しっかりとした議論が行われるような部分を今後持っていただきたいなということを思って、そういう意味も含めて今回一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今言いました前期基本計画が、ことしで総仕上げとなるわけですが、現在まだ事業途中の部分でもあると思いますが、計画の進捗あるいは実績、課題等、お聞きをしたいと思います。

まず、市長におかれましては、これまでの取り組みをどのように評価をされているのか、総括的な部分でお尋ねをしたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） 議員おっしゃるとおりでございます。総合計画は法律の規定がなくなりました。あえて私どもは総合計画をつくって、これは非常に10年というサイクルが市民の皆様にとっても、そんな長い計画を立ててどうするんだというお話があるような、そんな時代ではあります。我々の向かう一つのまちの姿というものをきちんと見据えてやっていく必要があるんだろうというところで、計画を立てさせていただきました。もちろん、それは議会にも御同意をいただくという形も、法律に規定がないんでございますが、我々で基本条例をつくって、その上で進めさせていただいた経緯でございます。

まず、おっしゃるとおり、まだ前期の計画の途中でございますので、現時点での総括ということになると思いますが、市民調査をもとに御説明をさせていただきたいなというふうに思います。

前期の基本計画には、14の実施策目標を掲げておりまして、本年5月に市民意識調査を実施いたしました。14の施策目標全てにおいて計画策定時の数値を上回っております。うち9つは、5%以上の上昇というふうになっております。こういったアンケート調査が、全ての市民の意見、また現状を把握しておるのかということも、そういう向きもありますが、現時点で我々が市民の

意識を把握するのに、ほかに有効な手段というのを持っておりませんので、この市民意識調査の結果をもとに御説明をさせていただきます。

とりわけ、伸び率のトップ3というのは、子供に関する施策目標でございます。「人のつながりやぬくもりの中で、子育てを支えているまちだと思ふ」という部分が11.9%の上昇、全体の60.8%となっています。「心たくましく健やかに育つ教育環境が整っているまちだと思ふ」、これも9.1%の上昇で、54.6%の方が御回答していただいております。「学びを通して人が育ち、夢と希望を持って楽しく暮らせるまちだと思ふ」については8.7%の上昇で、54.1%ということになっております。こういった子供に関する点で上昇が見られたということは、私も、また我々職員も常に事業に対して子供の視点を忘れるなということを中心にちゃんと置いて、いろんな施策をやってきた、そんな部分があらわれてきておるのではないかなと思っております。

市民映画の「タカハマ物語」だとか、子ども医療費の無料化、それから学校での放課後の居場所事業の展開などというのは、まさに子供に関する代表的な取り組みの一つでなかったかというふうに思っております。

また、前期の基本計画のもう一つの特徴でございますが、全庁協働体制というのをひいております。一時期は地域協働部というのがございましたが、今市を挙げて協働を推進するんだということを私ども示すため、あえて部を廃止して全庁協働だということを申し上げております。計画の中にも、市民とともにとか、地域との連携というようなことがたくさん出てまいります。

我々が、みんなで高浜をつくっていくんだという、そういう視点を考えると、市民意識調査の中では、「市民と行政が信頼関係を深め、ともにまちづくりを行っていると思ふ」という点については、伸び率でいうと先ほどの3点に続いて4番目の8.3%の上昇で、55%の方から御回答いただいております。こういった要因は、まち協の特派員経験を生かした職員が非常に多くなってきておるということにも影響があるのではないかなというふうに思います。部長、グループリーダー合わせて29名おりますが、既に半数以上の15名が特派員の経験をしております。こういった経験が、地域で、これはどっちかという鍛えられてきたわけですが、聞く力や感じる力、そして市民の方々と一緒に事業をつくるか、考える力、また自分の考えを伝える力、いわゆるコミュニケーション能力というのが醸成されてきた結果ではないかなというふうに思います。

今後、こういった力は、事業を生かす上で高浜の未来をつくり上げていく大きな力になっていくんだろうというふうに思っております。

市民の皆さんと力を合わせた取り組みの一端を少し申し述べさせていただきますと、市民と職員で構成する高浜市の未来を創る市民会議では、施策目標ごとの各分科会で目標達成に向けて力を合わせた取り組みが行われて、自治推進分科会では基本条例を広めるための小学校での出前授業、防犯・防災分科会では電柱など680カ所に標高サインの設置などを行っていただきました。

また、防災ネットきずこう会による早朝津波訓練、生涯現役のまちづくりのプログラムの調査

研究、市民映画「タカハマ物語」の制作、B-1グランプリのたかはまとりめしの参加、認知症キャラバンメイトの出前授業や寸劇、こうした取り組みを通して、市民との信頼感が高まり、距離も随分縮まったような感じもしております。これも大きな力に、これからなっていくんだろうというふうに思います。

前期の基本計画を通じて私が思いましたのは、現場主義という考え方、これは行政、もちろんこれは行政というよりも企業さんなんです、我々の生活の中でも、物を見ずに机の上だけで議論されることがあっては決してならんというふうに思っていますし、我々にとっての現場というのは、まさに市民の皆さんとどう接するのか、どう接点での課題を見つけるのかというところでございます。そういった意味で、その現場主義というのが浸透してきて、この4年間の間に住民とのきずなが、これは私が申し上げるといって少し失礼なのかもしれませんが、深まってまいったというふうに多少でも感じておるところでございます。こういった自治体経営の基礎をつくってきたのが、4年間でございます。

以上、途中ではございますが、総括とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

まさに、いろいろな部分で、さまざまな事業を通じて、高浜の根っこをつくってこられたというふうに思いますし、ある面、基礎ができ上がってきたとも言えるのかなという気がいたします。

それでは、次には、具体的に各部局ごとに第6次総合計画に掲げる4つの基本目標に沿って事業の進捗状況や実績、課題等についてお聞かせをいただきたいと思います。

まず、基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」についての実績、課題等をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、まず基本目標Ⅰの実績、課題でございますけれども、まず第6次高浜市総合計画を市政運営の中心に位置づけまして、行政評価システムの導入によりましてPDCAサイクルを回す仕組みを構築いたしております。これによりまして、目標の達成度や効果等を点検、検証し、よりよいサービスにつなげていくための体制が整ったということでございます。この体制につきましては、中期基本計画にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

また、市民と職員で構成をいたします高浜市の未来を創る市民会議では、先ほど市長も申しましたが、総合計画の進行管理や目標達成に向けた取り組みが進んでおりまして、市民の皆さんの行政への理解や職員との信頼関係の構築などにつながっているというふうに考えております。

次に、財政運営の面ですが、中期財政計画の策定を初め、わかりやすい予算書の発行や予算編成過程の公開など、市民の皆さんに御理解、御納得いただけるよう財政状況の発信に努めてまい

りました。

また、将来を見据えて、公共施設のあり方検討に着手をいたしまして、公共施設の現状や課題について分析を行うとともに、その結果を踏まえる形で公共施設マネジメント基本方針を取りまとめることができ、これが今後の財政運営及び公共施設マネジメントの基礎となっていくものと考えております。

次に、協働のまちづくりの関係でございます。市民予算枠を活用して、地域のどうしようを解決し、こうしたいという思いを実現する取り組みが活発に現在行われております。市民意識調査では、地域活動に参加したことがある人の割合が56.0%ということで、2年前の指標設定時から10%以上も上昇をするなど、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識の高まりが見られるところでございます。

以上が基本目標Ⅰの主な実績でございます。

課題といたしましては、市民とともにまちづくりを行うためには、今、高浜市がどのような状況にあるのか、そしてどのような取り組みを進めようとしているのかなどを市民の皆さんとの情報の共有が欠かせないということでございます。

現状では、広報たかはまをより親しみ読んでいただけるように、紙面のリニューアルを行っておりますけれども、今後さらに情報発信を強化してまいりたいというふうに考えております。

公共施設のあり方検討では、市民の皆様にも本市の公共施設の現状と課題を御理解いただくことが何よりも重要でありますので、積極的な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

また、協働のまちづくりの関係では、まちづくりの担い手をふやしていくことが課題でございますけれども、まちづくりの原動力となるまちへの愛着や誇りを高める取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

公共施設のあり方検討につきましては、また後で少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、協働のまちづくりの関係では、まちづくりリーダーと言われる方々が本当にたくさん活躍をしていただいて、数もふえてきたというふうなことを認識しておりますけれども、やっぱり先ほど部長も言われましたけれども、広報活動というのが非常に大事であると思っております。やっぱり意識格差というもののできるだけ減らすためのことに結びつけていただきたいと思います。ことを思いますので、また御検討いただければと思います。

それでは、基本目標Ⅱにつきまして伺いたいと思っております。基本目標Ⅱは、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」についての実績、課題等をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、基本目標Ⅱでございますが、生涯学習基本構想と教育基本構想の策定によりまして、特に子供たちを高浜市の将来を担う宝として、子供たちがさまざまな感動や体験に出会い、夢と希望を持って、未来に向かって力強く羽ばたいていける取り組みを進めてまいりました。たかはま夢・未来塾では、学校では学ぶことのできない専門性の高い講座を定期的で開催し、100名を超える子供が参画をし、ロボカップジュニア全国大会出場、あいち創意工夫展入賞、ディベート甲子園全国大会出場など好成績をおさめ、市民映画「タカハマ物語」の制作では中高生の居場所バコスタッフが活躍し、多くの方々に高浜市の魅力を発信することができました。

子育て・子育てでは、子ども医療費の無料化の実施、子供の視点に立った全小学校での放課後居場所事業の展開、子育て関連情報を一元的に収集、発信するポータルサイトの構築、家庭的保育の2カ所増設などを進めてまいりました。

このような取り組みを進めた結果、冒頭市長が申し上げましたとおり、市民意識調査における子供に関する施策目標の伸び率が大きくなっており、一定の成果が出ているものと考えております。

課題といたしましては、待機児童対策を急ぐこと、学校教育を含めて子供たちの成長を地域全体で支援していく環境整備や子供の視点に立った居場所事業を充実すること、生涯学習基本構想の具体的な推進として、さまざまな学びを通したネットワークを構築し、地域に循環させていく取り組みを目に見える形にしていくことなどが挙げられております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

いろいろと、この基本目標のくくりの中には事業があるわけですがけれども、待機児童対策は施設整備が最終的な解決ではないというふうに思っています。今まで進めてこられました家庭的保育やポータルサイトを活用した、まさに家庭での子育てとの連携、本当にその家庭の子供さんやその家庭が必要とする保育を提供することが大切であるというふうに思いますので、その取り組みをぜひ次につなげていただくことを期待したいというふうに思っております。

それでは、次に、基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくらう」についての事業実績、そして課題等をお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、今御質問いただきました基本目標Ⅲについて申し上げます。

このところが、産業の振興、環境、それから快適な都市空間・憩いの場づくり、安全安心が実感できる基盤づくりと分野のほうが非常に広がっておりますので、主なものを申し上げたいと

思います。

初めに、産業の振興では、新たなる雇用の創出や安定をした財政基盤を築くために、重要課題と認識をいたしておりました。特に、企業誘致の取り組みでは、高浜市企業誘致等に関する条例を活用いたし、企業訪問を随時実施し、企業との信頼関係の構築というところを進め、現在では御存じのとおり、豊田町三丁目のほうで新たな工業用地の創出に向けた具体的な検討を進めているところでございます。また、中小企業に向けては、がんばる事業者を応援するための補助制度、それからコミュニティビジネスの創業支援のためのセミナー、創業支援制度の運用を開始いたしました。地場産業への支援では、三州瓦屋根工事奨励補助金の拡大や東北地方への三州瓦の販路拡大を支援いたしました。

また、環境面につきましては、環境に配慮した防犯灯の整備をいたしました。20Wの蛍光灯約1,100灯を10WのLEDに切りかえ、各小学校区へは25基のソーラーLED照明灯などを設置いたしました。

次に、防災面では、先ほど市長申し上げましたとおり、市内の電柱、避難所約680カ所に標高シールを設置し、町内会、まち協、それから地元企業、消防団、高浜市の未来を創る市民会議の防災分科会が、皆さんが参加をしました防災ネットきずこう会を立ち上げました。これは御記憶にあると思いますが、南部モデル地区で津波避難訓練などを実施し、地域防災ネットワークの構築に取り組みを進めております。一方、ハード面では、沿岸部、稗田川周辺及び避難所につきましては、同報系の防災行政無線を設置いたし、移動系のデジタル防災無線の整備、防災資機材の整備計画を策定いたしまして、町内会やまちづくり協議会に必要な資材等を配布いたしております。

最後に、課題といたしましては、産業の振興では事業者ニーズに基づく産業振興施策の検討、企業誘致は全庁一丸となった取り組み、地場産業への関係では東北地方に販路の拡大、また時代に合わせたタイムリーな取り組みが必要になってきております。また、防災面では、将来を担う子供たちへ防災教育や地域の避難行動計画の策定など、まさに実践を想定いたしました取り組みを強化していくべきだと、そういうふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

この部分に対する、基本目標Ⅲの中でいいますと、やはりこれもまた後で話を出したいと思っていますけれども企業誘致の関係ですね、この関係はやっぱり東日本の震災のこともあって、液状化の問題、それから沿岸部の企業さんの津波に対する不安感、そういったものも聞き及んでおります。そういった部分でいうと、企業流出をどう防止するかということも大事なことでないかなということをおもっていますので、そここのところの情報収集等もしっかりと進めていっていただきたいなということをおもっております。

また、防災については、非常にここ本当に一、二年で多くの活動をされて、防災意識の高まりというのは十分に感じておりますけれども、高まれば高まるほど市民意識の格差というのは広がっていると思うんですよ。そこのところをどう底辺を上げて、そしてまた意識をしっかり持っている方々のモチベーションを下げないか、そういう施策に結びつけるようなことをしていただきたいなということも思っております。

さらには、環境のことです。空き地の管理あるいは空き家の管理、これは防犯にもつながることだと思います。そういったところもやはり進めていくべきだなということも思っております。

それから、もう一つは、憩いの場づくりというところでいいますと、これもちょっと課題のまま残りっ放しですけれども高浜緑地の問題、そういったところも課題として十分に取り上げていくべきではないかなということも思っております。

御答弁ありがとうございます。

次に、基本目標Ⅳです。「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」についての事業実績や課題等をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 基本目標のⅣにつきましては、自分の健康は自分でつくるという理念を掲げまして、いきいき健康マイレージ制度を導入しまして、高齢者の社会参加の促進ですとか、介護予防、健康づくりに結びつくことができる取り組みを進めました。また、市内の地域資源を活用しまして、高齢者の皆さんが人生を謳歌し、その人らしく生き生きと生きられるよう、生涯現役のまちづくり事業を始めております。

高齢化への対応では、小規模特別養護老人ホーム「がるてん」の整備支援や認知症初期集中支援チームの立ち上げにより、早期発見、早期診断、予防、啓発を行える体制づくりを推進してまいりました。

要介護者の在宅生活を支えるために、日中、夜間を通じての定期巡回・随時対応型訪問介護サービスを開始し、また国のモデル事業として実施しました在宅医療連携拠点推進事業の取り組みの中で、医療・介護サービスの提供者が現場レベルでの顔の見える関係の構築に努めたことにより、今年度から医師会の先生方に、認知症初期集中支援チームのケア会議に御参加いただくことになりました。また、刈谷豊田総合病院高浜分院に訪問看護ステーション、これを再開していただいたこともあわせまして、高浜の地域包括ケアに向けての大きな一歩につながったと考えております。

子供の発達支援の関係では、こども発達センターを設置し、子供の育ちを一貫して見守り、ライフステージに応じた相談や支援を行うための体制を整備いたしました。平成23年4月に開設しまして、2年間で相談件数1,421件、実人数では423人の方の相談に乗ることができました。専門職の方々の「いつも忙しいです」という言葉を聞いておりますと、保護者の子育ての不安の解消

のお役に立てたのかなと思っております。

チャレンジド支援の関係では、地域生活を総合的にサポートする総合コーディネーターと就労担当相談員を新たに設置いたしまして、生活の場と就労の場の確保に向けて相談支援を行ってまいりました。結果としましては、7人の方を企業への就労につなげ、4人の方が市内のグループホームで親元を離れて新しい生活をスタートさせることができました。

課題といたしましては、高齢化への対応では、いつまでも元気で住みなれた地域で暮らし続けられるよう健康増進や介護予防の取り組みと認知症対策の充実、また育児、介護、健康など不安を抱える方が気軽に相談できる環境を整え、家族を支援する総合的な支援体制づくりが必要であると考えております。

これからも、市民の皆さんに安心を与える福祉の総合窓口として、その機能強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

福祉の総合窓口という、そういう機能強化というのは当然やっていっていただきたいと思うんですけども、高浜の特徴としては、やっぱりこの入り口がモデル事業から入るとというのが結構あります。それは別に一定の理解はするんですけども、高浜に必要な形あるいは使い勝手のいい施策に進化をさせるという工夫が、私は足りないんじゃないかなという気がしてなりません。例えば、2年目、3年目の国とか県のお金を当てにするのも、これは一つの手法ではあると思いますけれども、実際それで使い勝手がよくなければ、市民にとっては意味のないことではないかなという気がします。なぜかという、福祉にかかわる人というのは福祉に用のない人以外はないんですよ。市民全員が福祉を必要としとるわけじゃないんですよ。だから、補助金がもらえるから、その分でただ税収的に助かっているということは余り僕は意味がないかなという気がします。できれば、本当に必要な方が使い勝手のいい形に、やっぱり現場で変えていかなければならない。まさに、市長が言われた現場主義というのはそこにあるんじゃないかなということを思います。ぜひ、その辺のところも中期計画のほうには生かしていけないかなということを思っておりますし、それからやっぱり専門性の高い部署でありますので、職員の人数とか適性とか、あるいは専門性、そういったものもしっかりと精査した中で、やっぱり少数精鋭というのは理想かもしれませんが、途切れない福祉ということを考えると、次につながるということは当然必要なことなんですよね。職員の方々、きちんと定年で皆さんおやめになりますので、そういった点も含めると、今言ったところも当然今からは考えていかなきゃいけないことかなということも思います。私はきょう、4年間の話をさせていただいていますので、4年間やってこられたことと今からの4年間の話をさせていただいていますから、改めてそのことはお伝えをしておきたいと思います。

それでは、吉岡市長に、2期目の4年間に対して思いや考え方さまさまあると思いますけれども、お伺いをしていきたいと思います。

来年は、先ほど言ったように、第6次総合計画の中期計画のスタートということになります。議会も1月ぐらいには臨時議会という運びになって、中期基本計画の議決をしないといけないということになると思います。今答弁いただきました前期基本計画の実績や課題から中期基本計画へどのようにつなげていくのか、そして市長の考えというのはどのように反映されていくのかというところをお聞きしたいと思います。

市長は、1期目のときにはローカルマニフェストを掲げて、選挙をやられて当選をされました。そのマニフェストというものは、今回の選挙では明確な形では出されていないというふうに理解をしております。政策の方向性みたいなものは出されておるとは思いますけれども。その意味も含めて、違った形で今回は選挙に臨まれたわけですけれども、その意味も含めてお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、北川議員からおっしゃられたとおり、1期目の前期の基本計画、また6次の総合計画というのは、まさに私のローカルマニフェストも含んだ上で策定をされております。その中の精神、先ほどから現場主義という話がよく出ますけれども、私も当時は行政マンではございません。そういう中で、地域の中で、自分が地域においていて、そこの現場で見てきたことをもとにつくられた、まさに現場を反映された部分が多々あったように思います。加えて、6次の総合計画そのものが市民の皆様とそれを踏まえた上でどうしていくんだという議論をした上でつくられております。第6次の総合計画、また前期の計画の中には、そういったいわゆる現場主義の精神というのが入っておりますし、それが中期の計画にもつながっていくんだらうというふうに思っております。

1期目のローカルマニフェストを掲げたときには、29個の実はい個別具体的な政策を上げておりました。これは、6次の総合計画を今推進しておるところでございますから、改めてここで私がまた、こういったことをやったらどうだとかいうことを初めにお示しするよりも、方向性をきちんとお出しをしておる、なおかつその中身も議論をされておる。こういった状況でありますので、先ほどから職員が考える力といいますか、そういうものがだんだんついてきたんではないか。現場においていて、現場のいろんな声を肌身に感じておるんではないかということであるとすれば、既に示された方向性の中で、フリーハンドの部分を多くして、職員の考え、それはまさに市民の考えになるというふうに私は思っておりますので、その中で事業を展開していくのが一番いいことではないかなというふうに思っております。

そう言いながら、私の思いの中には個々、たくさんの方が渦巻いております。それが、皆さんの、市民の考え方、また職員の考え方の中とうまくつながっていくといいなということがござ

いますので、そういった場面はもちろん役所の中で議論する場面も、今度は役所の中できちんと議論をしてつくっていく場面が十分与えられておりますので、それが今度のマニフェストを掲げずに、どちらかという方向性を示させていただいたという中で、前期から中期へつながっていくということの御答弁になるのかというふうに思います。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

市長の言われる個々の事業、個々の職員が現場の声を聞いて、肌で感じてつくり上げていくと、組み立てていくという部分に関しては十分に賛同できますし、本当に評価をさせていただきたいなというふうに思います。ちょっと苦言を言わせていただくと、前期の部分はいつまでもマニフェストという言葉が書面上にあたり、答弁で使われたりということで、いつまで何やっとなんだということを何度も思わせていただいたことを言わせていただきます。

それでは、今後力を入れていく事業について、4年間というスパンの中で少し掘り下げて、行政各部局にお聞きをしたいと思います。

まず、公共施設のあり方検討も含めて、財政力向上施策についてでありますけれども、高浜市中期財政計画も25年度が最終年となることとなっております。どのように進めようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、財政力向上施策についてお答えをさせていただきます。

将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくためには、市税を初めとする自主財源を安定的に確保する、そういった財政基盤の強化を図ることが大切でございます。将来的に大きな財政負担が見込まれます公共施設の大規模改修や更新に当たりましては、他の施策とのバランスを考慮しながら、長期的な視点に立って財政見通しを作成し、今年度中に取りまとめてまいります公共施設あり方計画の全体像に沿って、計画的に進めてまいります。

この公共施設のあり方計画につきましては、昨年度、高浜市公共施設あり方検討委員会から提出を受けました公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）に基づきまして、現在施設ごとの耐用年数の長寿命化やコストの平準化を考慮いたしました保全スケジュールなどについて定めます、公共施設保全計画（案）の策定を進めているところであります。その中では、耐用年数や、国・県補助金等の交付要件、利用状況、将来的な利用構想などの観点から、維持や改修が必要な施設については、必要な財源を投入し、維持、改修していく中で、全体としては、機能集約などにより延べ床面積の圧縮に努めるということといたしております。

例えば、耐用年数等から見て、そのあり方が喫緊の課題となっております高浜小学校につきましては、改善計画（案）で示されました施設機能の複合化による他施設の機能移転に関し、幾つかの試案を検討するとともに、耐震性に課題を残します市役所本庁舎のあり方につきましても、

現在地での建てかえを含め、さまざまな選択肢を検討してまいりたいというふうに考えております。したがって、現状の行政サービスの水準を維持しつつ、大きな財政負担が求められる公共施設の維持、更新に当たりましては、公共施設保全スケジュールを踏まえる形で長期財政見通しを作成し、これに沿って計画的に財政運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

今、具体的に高浜小学校ですとか、本庁舎の件も出ております。まさに、そういう個別のことが今から出てくる4年間だなということは思っております。

ただ、公共施設の保全スケジュールに関しましては、保全計画にあるように、例えば40年という目に見えないようなスパンではなくて、10年とか20年とか、これは総合計画とは意味が違うと思うんですよ。だから、そういう目に見えるスケジュールの中で、市民のほうに示していかなければいけないというふうに思っております。当然、これは例えば防災だとか、さまざまなことにかかわってきますから、全庁的に取り組んでいかないといけないのではないかなということも思います。特に、複合施設だとか、そういったことを考えれば、全庁的な取り組みということが当然見えてくるものですから、そういったところをお願いしたいなということを思っております。

それでは、次に、これも財政力向上につながるものであると思いますけれども、企業誘致等の産業活性化施策について、これをどのように進めていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 産業活性化施策でございますが、産業は市民の皆さんの日常の暮らしを支え、まちの活力を生み出す基盤であります。これを活性化するために、現場のニーズを踏まえた振興策に加えまして、事業者やまちの強みを伸ばす取り組み、こういったものを応援するとともに、関係機関と連携を強化する中で新たな工業用地の創出や企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

そのため、第6次総合計画や都市計画マスタープランにおいて、工業系ゾーンとして位置づけられております内陸部の地域について、工業立地化に向けた検討を進めているところでございます。

特に、昨年度実施いたしました調査委託の結果を踏まえまして、豊田町三丁目地内において新たな工業用地の創出に向けた開発計画の具体化を図るために、開発主体との調整や地区計画の合意形成に向けた関係地権者の皆さんとの調整などを現在進めているところでございます。

また、市の北部地区で同様に工業系ゾーンとして位置づけられております小池町地内の区域につきましても、順次調査、検討に入ってまいりたいと考えております。

こうした流れを踏まえまして、企業誘致に向けた市の意欲を内外に示すため、全庁一丸となって取り組むワンストップサービス体制の構築を図りたいというふうに考えております。

このほか、中小・零細企業を応援するため、現場である事業者の皆さんのニーズを踏まえまして、事業者の皆さんの「がんばる」を応援するための産業振興策を検討するとともに、地場産業であります三州瓦の販路拡大のために、東日本大震災の被災地であります東北3県におきまして、愛知県陶器瓦工業組合や関係機関、事業者などの皆さんと連携をいたしまして展示会等への財政支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 非常に時間がなくなってきましたので、ちょっと取り急いでお願いしたいと思っておりますけれども、企業誘致に関しましては、なかなか地権者さんのこともありますので情報公開というのはばんばんやれるものではないということを思っておりますけれども、先ほど答弁にありましたように、ワンストップサービスというものを構築するということを言われておりましたけれども、これをいかにPRするか、こういう視点で取り組んでおるんだということを表に出していくかということが一番大事かなということを思います。ぜひ、そのところをよろしくお願ひします。

そしてまた、三州瓦の件は、東日本の東北3県における御支援、非常にありがたいと思っておりますけれども、実は市内の新築住宅に余りに瓦が乗っていないと。産地にあるにもかかわらず、瓦を使用した住宅が立たんじやないかという話が非常に多いです。これ利用促進に向けた新たな施策、そういったものも当然地場産業ということでもありますので、進めていっていただけないかなということも思っております。よろしくお願ひをいたします。

それでは、次に、教育施策についてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、教育についてということですが、教育の目指すところは子供の生きる力を育むことでございます。したがって、教師力・授業力のさらなる育成に取り組んでいきたいと思っております。

新学習指導要領では、社会を営むための知識とともに、一人一人が個性を發揮し、困難や課題に出会っても、それを解決し乗り越えていけるような未来を切り開いていく力、それが生きる力ですが、その生きる力が求められております。みずから学び、みずから考える力などの確かな学力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康、体力からなる生きる力を育むことが教師に与えられた使命と考えております。児童・生徒に生きる力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員のさらなる授業力、教師力向上を目指してまいります。10年後の高浜市の教育に必要な教職員の資質と指導力を向上させるために、研修内容を体系化すること、あるいは授業力向上のために一人一授業公開を引き続き行うということ、それからミドルリーダー研修にも力を入れてまいりたいと考えております。

2番目として、市内各園、小・中学校が目指す幼児、児童・生徒の姿を園や学校、保護者、地域が共有して協働して幼保小中12年間の学びと育ちをつなげる一貫教育を、さらに推進をしてみたいと考えております。

そのための具体的な取り組みの例といたしまして、総合的な学習の時間を中心に高浜カリキュラムを実践してまいります。高浜市の持つ文化や伝統をまちの資源と考えまして、地域、保護者と協働して各学年で系統性を持った指導として、平成25年度には3年生で福祉を学び、26年度は4年生で環境を学び、27年度は5年生で防災を学び、28年度は6年生で防犯を題材に学んでいきます。したがって、平成28年度で高浜カリキュラムが完全実施できるようになりますが、授業の展開に当たっては、地域の方、保護者をゲストティーチャーとしてお招きをして、協働して学び合う場を設定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 教師力向上の施策には期待をさせていただきたいと思っておりますけれども、幼保小中12年間の学びと育ちをつなげる一貫教育というのを教育基本構想でうたっておられます。これが、一般の市民には余りにも伝わっていないということを思っております。これ教育方針ですので、高浜の基本的な。ぜひ、それを理解していただいて、一般の方々にももっとわかっていただく。先ほど言いましたように、地域を巻き込むような形で教育というものを取り組んでいくということであれば、一人でも多くの理解者をつくるべきだということを思います。そのところの施策にも御期待をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、子育て・子育て施策について、わかりやすく簡潔によりしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、簡潔にということでございますので、まず待機児童対策でございますが、本定例会の補正予算でお願いをしております保育園管理運営事業の新設保育園建設費補助金につきましては、国が待機児童解消に向けて子ども・子育て支援の新制度、これ平成27年度にスタートをするという予定であります。それをまたずに意欲のある市町村にできる限りの支援策を講じた待機児童解消加速化プランに参加をするものでありまして、別途株式会社が運営をします保育園とあわせまして、来年4月に2園の民間園が開園をし、本市の当面の待機児童は解消する見込みとなっております。

今後は、これも本定例会の一般議案で条例制定をお願いしておる子ども・子育て会議におきまして、認定こども園、保育園、幼稚園の教育、保育施設、それと家庭的保育、事業所内保育等の地域型保育事業の利用定員の設定を含みます子ども・子育て支援事業計画を策定していくこととなります。

計画策定に当たりましては、本年4月現在でゼロ歳から5歳までのお子さんを持つ世帯全てを

対象に今後の就労意向を含む潜在的なニーズ調査を行うことといたしております。その潜在ニーズへの対応のため、定員のあきのある公立幼稚園の認定こども園化を計画の柱として策定をしまいたいと考えております。

次に、児童福祉法の改正によりまして、放課後児童クラブの対象年齢が、10歳未満の児童から小学校に就学している児童とされた中で、国の社会保障審議会の児童部会からは高学年にふさわしい支援が必要ではないかという意見が出されております。

本市におきましては、年末までに国が取りまとめる内容を踏まえまして、児童の発達に応じた自主性のある居場所づくりを構築してまいりたいと、かように考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 先ほども言いましたけれども、やっぱり施設整備だけではないということで、その面では子ども・子育て会議の設置というのは非常に期待をしております。まさに、その部分をきちんと緩和をしていくための会議体だということを思いますので、子供を産みやすい、育てやすい環境づくりというものの観点をしっかりと持っていただきたいというふうに思います。

次に、子ども・若者成長応援事業については、どのようになっておられますか。よろしく願います。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 本年度に、タカハマ物語に続く動きといたしまして、中・高校生によるCM制作でありますとか映像制作を、たかはま夢・未来塾も含めて実施をしている中で、子供たちのほうからタカハマ物語とその後の経験を生かした、次の映画制作に挑戦したいという声が湧き上がりました。

きずな実行委員会といたしましては、第2弾をつくるなら第1弾よりも多くの若者、子供たちを巻き込んで、市民の皆さんによる手づくり感の高い作品を目指す必要があるという認識から、新しい映画の監督には、この地域で活躍をされている方をお願いをして、タカハマ物語の続編ではない新しいストーリーで、制作会社を入れずに実施をしたいというふうに考えております。

スケジュールといたしましては、来年度に脚本作成、オーディション、制作発表会等を実施し、27年度におきましてクランクイン、クランクアップ、完成発表と進めていく予定といたしております。

制作を進めるに当たりましては、近々にスタートします本市のふるさと応援寄附金制度の仕組みを活用しまして、全国から映画制作に対する多くの寄附金を募りまして、一般財源の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 映画の制作に関しましては、前期のときもそうですけれども、やはり一部の方のみの盛り上がりみたいに思われる市民も少なくはないんですね。そういったところを考え

ますと、当然かかわる方というのは限られてくるわけですよ。だから、でき上がったものがこれが高浜の財だとか、高浜の魅力なんだということを示すような、逆にそこから先の仕組みづくりみたいところが少し足りないのかなという気もしないでもありません。

これで、東京オリンピックも決まりましたよね、7年後で。そういった中でいうと、子供の夢とか、教育への効果だとか、親とか指導者のモチベーションですかね、そういったものも上手に使っていくともっといいものが、あるいはお金集めの部分でも知恵が回るんじゃないかなということも期待をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、防災施策、防犯施策についてでございますけれども、時間がございますので、できるだけ手短によりしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず初めに、防災施策についてお答えをします。

防災施策につきましては、ただいま私どもいつも申し上げておりますように、みずからの安全はみずからが守る（自助）、地域の安全は地域で守る（共助）というようなことで、今後は市民の皆さん、それから地域の皆さん、私たち行政がそれぞれの役割のもとで、こういった危機だとか災害発生時に対応能力を高めていくことが一つの大きなポイントだと思っております。

具体的に少し申し上げますと、防災訓練等につきましては、やはり目的意識をしっかりとした訓練をしていくと。それらの訓練をしたことによって、実効性のある訓練ができたよと、そういったものを実施していきたいと思っております。

それから、自主防災組織の活動はしっかりと強化をするということと、継続をさせていくというのが大事でございますので、そこにはかなめになる人づくりというのが重要だと考えております。そこで、そういった自主防災組織等の連絡会、協議をするような会を設けたり、それから専門家の御意見を頂戴するような防災講演会等も引き続ききちんとやってまいりたい。そこで、そういった人材育成を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

それから、防災教育について少し申し上げますと、既に御案内のとおり、高浜市の防災を考える市民の会、一昨日も子ども防災リーダー養成塾ということで勉強会がされておりますが、そういったものが先進的に誕生しております。そこで、私どももことし、教育委員会との連携によって、学校防災の検討委員会というのをつくりました。その中で、今後は当然学校は基幹避難所としてあるものですから、その学校のあり方、それから子供さんへのきちんとした防災教育、こういったものを将来を見据えながら、一足飛びにはできません、できるところから順次進めていきたいと、そういうふうに考えております。

また、災害時の要援護者の対策につきましても、本9月補正でも上げておりますように、災害時要援護者の避難対策に関する検討会というのを設けまして、現場の視点に立った課題の抽出、それから当然ながら日ごろの見守りという部分もきちんと考えまして、地域ぐるみの支援体制の

構築に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、最後に防犯施策につきましては、高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例、この趣旨をもう一度しっかりと踏まえまして、地域の方、それから警察、関係機関が連携をして協力をし、犯罪の情報、事件がどうして起きたんだ、そういった注意点などを周知、啓発をしっかりと行ってまいりまして、今までの必要に応じた各種のパトロールの強化、そういったものを行い、犯罪を未然に防いでいきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 防災に関しましては、本当に先ほども言いましたけれども、よく進めてきていただいておりますというふうに思います。特に、子ども防災リーダー養成塾等、非常に評価をさせていただいておりますのでございます。

あと、防犯ですけれども、やはり子供とか高齢者とか女性だとか、くくりを決めた防犯教育みたいなものをぜひやっていただきたいということも少し思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、福祉施策ですけれども、認知症、生涯現役のまちづくり、こども発達センター、権利擁護センター等ありますけれども、この中で2つばかりをピックアップさせていただきたいと思いますが、特にこども発達センターと権利擁護センターについてお聞かせをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） こども発達センターですが、専門職として臨床心理士、言語聴覚士などを配置させていただいておりますが、これからは専門家チームと子供たちと直接かかわる保育士や教諭が結びつきを強め、子供にかかわる支援者がより力を合わせて連携していく体制づくりを進めてまいります。

具体的には、プロジェクトを設置してまいります。本人支援に加え、親支援や家族支援、さらに年齢の経過による継続した支援ということで包括的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、たかはま版地域包括支援センターというものを立ち上げますが、これは世帯全体、高齢者介護だけではなく、障がい者、子育てなど対象を限らず、相談を総合的に受け、機能別に支援するための総合相談、そういう位置づけになります。総合相談というのは、コーディネーター役になりまして、相談や通報のあった市民への対応が的確に担当部署につながる、こういうことを考えております。

ここで、権利擁護センターというのが出てまいりましたが、新たな市民の相談窓口ができるというような意味合いではなくて、現在権利擁護業務を行っている各部署の後方支援、スーパーバイザーというような位置づけを考えておりまして、困難事例を伴う専門的支援機関、そういう役

割を持たせてまいりたいと考えております。裁判所ですとか、関係機関との調整を行うセンター機能を持たせて、現在権利擁護業務を行っている各部署の強化を図りまして、市役所全体、いきいき広場全体の権利擁護の底上げを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） はしよらせまして申しわけございません。重要な部分なんですけれども、ちょっと時間がないものですから。

発達センターも非常に忙しいというお話、先ほど部長の答弁もありましたけれども、僕も伺っています。やっぱり人的とか、知的とか、量的な補充というものも当然視野に入れながら進めていくことが大事じゃないのかなということを思っておりますので、それがやっぱり人を育てることにもつながると思うんですよね。そういった見解であれば、僕は人的な部分でお金を多少使おうが、どうということはないということを思っていますけれども、そういったふうな考え方も少し必要のかなという、特に福祉関係のところはそのように思うところであります。

それから、権利擁護センターは我々も視察に行きましたけれども、やはりよくわからん位置づけになってしまっているんですよね、どこも。そういった点でいうと、たかはま版の地域包括支援センターというのは非常に期待をしております。期待をしておりますけれども、中身が盛りだくさん過ぎて、使う側もやっている側もよくわからんようなセンターでは意味がないんですよね。ですから、先ほど言ったように、きちんと精査をして、重なる部分はきちんとそぎ落として、わかりやすいセンターにしていただきたいということを期待します。先ほど部長の答弁では、スーパーバイザーということをおられましたけれども、確かに権利擁護のほうはスーパーバイザーでもいいんですけれども、包括支援センターの窓口はやっぱりコンシェルジュなんですよね。やっぱり来ていただく方がお客さんであって、その方のお困り事を解決するという形のセンターを、ぜひ目指していただきたいことを思います。これは、他市からも、国からも注目をされていることだと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、本当は職員力の向上について伺いたかったんですけれども、これはちょっと小言だけ言っておきますけれども、非常によく動いてみえます。市長の言ったとおりです。職員の方、でも市民の方々から何と言われるかという、「大変だよ」という話しか聞けません。「よくやっていたいておるけど大変だね」という話しか聞かないんです。僕は、例えば子供さんが、高浜市の職員の姿を見て、僕も市の職員になって高浜のために働くんだというような思いになるような、そういう誇りを持った職員であるべきだと思うんですよね。だって、野球の選手になりたいとか、学校の先生になりたいとか、僕は同じだと思うんですよ、市の職員になりたいでも。そういうふうに見える職員の風潮がなければ、きっと大変という声が聞こえてくるということは、大変な顔つきしてやっているんですよ。僕は無理しても何も残らないと思うんです。ぜひ、

やりがいのある、本当にこの仕事についてよかったなと思える仕事になるような、そういうものを政策としても打ち立てていただきたいですし、職員の方々にもそういう思いで取り組んでいただく。そうすれば、市民の方々からも違った目で見られると思います。ただ、間違っただけではないですよ、批判をされているわけではないんです。本当に頑張ってみえる、よくやってくれとるという声は絶対聞くんです。だけど、そこから一步抜け出ないと、僕はつぶれちゃうんじゃないかと思って心配なんです。ですから、そういうことを言わせていただきたいと思います。

最後に、本当に時間ありませんけれども、もう一度、今ちょっとピックアップで恐縮なんですけれども、事業を少し深目な話をさせていただきましたことを踏まえて、今後の4年間、高浜市をどうしていくかというところを、市長のほうから簡単に御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 残り3分です。

市長。

○市長（吉岡初浩） いろいろと御提言をいただきまして、ありがとうございました。

昭和の時代というのは、我々の生きてきた時代ですけれども、いろんなものができたし、戦争もありましたし、今オリンピックが話題になっていますけれども、もう一度オリンピックが来る、平成になってもう1回オリンピックが来るんだという話になっていますけれども、いろんなものを我々は享受もしてきたし、便利になったし、本当に快適な生活を得てきたと思います。けれども、我々がなくしてきたものが相当あるんですよ。昭和の時代はそれでもそういうものを残してきてくれたと思います。いろんなものを我々に残してきてくれたと。じゃ、我々がこの後、何が残せるの。本当にこのままで、まちというのは生きていけるんだらうとか、我々が生活していてどうなんだらうかという思いは、いつもあります。

ある人が言っていました。まちづくり協議会のことです。何にもやらんでもまちは何とかなっていくわなと。そのとおりです。それは、スポーツでも何でもそうです。皆さん、何にもやらんでも高浜市は、私は存在すると思います。そこに住んでいて、皆さん楽しいですか。居心地はいいですか。自分がこの後このまちで暮らしていくのに、一体自分が何ができるんだらうとか、行政が何をやっていくんだらうということをほうかつとけば、まちは残るけれども、そういうまちに住みたいと思う人は多分僕はいなくなっちゃうんじゃないかなと思います。だから、私は大家族たかはずと言っておる限りは、自分がこの家の中で何ができるんだということを思って活動できる人たちと一緒にやっていきたいなと。だから職員が、今北川議員がおっしゃったように、苦い顔をしてやるとすれば、それは少し残念ですけれども、本音の部分があるかもしれん。だけれども、自分がこのまちで、この行政のことをやっていくなら、まちのこと知らんで何ができるか、そう思います。

だから、我々は、市民の皆さんが自分たちのまちだと一人称で、俺たちのまちだ、うちのまち

協だ、そういうことを一人称で語っていただける。職員もそうです。高浜市の私どものまちのことを聞いてくださいと言える、一人称で語れる、そんなまちをこの4年間で少しでも前に進めていきたいと思えます。御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 時間になりました。

暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、防災行政について。一つ、商工行政について。以上2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 議長のお許しいただきましたので、さきに通告してあります防災行政と商工行政の2問について、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、防災行政について、本市の現状についてお伺いいたします。

私は、平成25年7月27日、8月3日、8月24日の3日間、名古屋大学を会場に開催されました防災・減災カレッジ市民防災コースを受講させていただきました。

その講習会の中で阪神・淡路大震災時に、建物の中でけがをした人の約46%は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があり、これにガラスの飛散によってけがを負った人の約29%、これを加えると約75%、実に約4分の3の人たちが家具やガラスの飛散で被害を受けたことになるとの話がありました。つまり、家具類をしっかりととめて、ガラスの飛散防止対策を施せば、震災時には多くの方がけがをしなくて済むという話でございました。

講師の方々は、口をそろえて地震対策として大切なことは建物の耐震補強と家具類の転倒防止とガラスの飛散防止の対策等が大変有効であると言っておみえになりました。

また、9月13日に開催された高浜市建築耐震研究会主催の防災講習会でも講師の井戸田秀樹名古屋工業大学教授の講演を聞く機会があり、もうじきやってくる東海・東南海・南海の連動地震は東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震よりも震源域がずっと日本本土に近いので、すなわち東日本大震災を超える広範囲の人口密集地域が強く揺れ、広域で甚大な被害が発生する。家族の命を脅かす全壊建物棟数は全国で約56万棟、避難生活を余儀なくされる半壊も含めると94万棟に上る建物被害が予想されている。

隣町もその隣町も被災地です。広域の災害地域に外から入る困難さはボランティアに限ったことではなく、地震発生後しばらくは東海地方にはほとんど誰も来ないということは、物も来ない、

物資も食料もない体育館での避難生活がどれほど悲惨で過酷なものかは想像にかたくない。

耐震性能が不足する住宅の所有者が改修工事に踏み出せない理由として、倒壊しても死なないと思う、倒壊する前に逃げ出すなどの言いわけをよく耳にします。

広域地震災害では、命を守るのはもちろんのこと、悲惨な避難生活を考えると地震後も住み続けられるか否かが住宅にとって極めて重要な性能になる。

10日分の家族の食料とともに、自宅で避難生活ができるような自助の備えが今問われている。

東日本大震災の津波被害に、私たちは衝撃を受けました。東海・東南海・南海地震でも津波浸水想定域では、いかに早く高台に逃げるかが喫緊の問題である。しかし、倒壊した自宅や倒れた家具の下敷きになってはそもそも逃げられない。

やはり、地震災害を減らすには、まず建物の耐震化と家具固定なのであるという内容の掲載された2012年2月3日付の毎日新聞朝刊の記事がありました。

そこで、お伺いをいたします。

本市における建物の耐震補強については、平成25年6月定例会で7番議員が木造住宅の耐震診断と耐震改修について質問をされていますが、現在までの状況についてお伺いいたします。また、家具類の転倒防止及びガラスの飛散防止についてはどのような現状になっているか、最初に質問をさせていただきます。

次に、2問目、商工行政について質問をいたします。

豊田町地域の工業立地検討業務委託については、昨年9月の高浜市議会定例会で補正予算が計上され、その後今まで何の報告もなく、進捗状況がよくわかりません。

私は、本市の持続可能な財政基盤の構築のためにも、高浜市の将来を考えた場合にも、この地域の開発は必ず実施しなければならない事業だと考えております。

そこで、今までの進捗状況と今後の取り組みについてどのように考えてみえるか質問をさせていただきます。

以上で1回目の質問を終わります。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

〔企画部長 加藤元久 登壇〕

○企画部長（加藤元久） それでは、順番が逆になりますが、黒川美克議員の2問目、商工行政について、（1）工業立地検討業務委託の進捗状況と今後の取り組みについて問うにお答えさせていただきます。

御質問の豊田町地域につきましては、第6次高浜市総合計画の土地利用構想において、新たな産業立地や既存工場の拡張に対応していくため、衣浦港沿岸部や内陸部における既存の工業集積及びその周辺で新たな産業用地として確保する区域については、工業系ゾーンとして位置づける

といたしております。

また、現行の都市計画マスタープランにおきましても、内陸部の工業系ゾーンとして将来的な生産機能の強化を考慮し、工場隣接区域で新たな産業用地（新工業地）の整備を図るといたしております。

この地域に係る工業立地に関するこれまでの経緯を申し上げますと、平成13年12月に北側の隣接企業から工場拡張のための用地確保に関する要望書の提出があり、これを受けて平成17年1月に関係地権者に対して意向調査を実施し、平成19年2月には農業振興法に基づく農業振興地域からの除外の手続を行うなど、工業用地化に向けて調整を進めてまいりました。

しかし、平成24年1月に企業側と一部地権者との間で、土地利用の条件面で折り合いがつかなかったことやリーマンショックに端を発する世界的な景気の低迷などを背景に、隣接企業から正式に工場拡張を断念する旨の書面が提出をされました。

これを受けまして、平成24年3月に関係地権者に隣接企業が開発を断念したことの報告を行うとともに、市としてはこのままこの区域の工業立地を断念することは、農業振興地域の除外等の手続を行ってきた中で、今後将来にわたって工業立地が困難となってしまうおそれがあることから、引き続きこの地域において工業立地を進めていきたいという市の方針をお伝えするため、関係地権者に対して再度意向調査を実施いたしました。

その結果、関係地権者の約9割の方が、工業用地化に前向きな考えを示されているという現状が判明するとともに、調査を進める中で、市内企業のうちで進出に積極的な意向をお持ちのところ数が数社あるというお話もお聞きしているという実態がございました。

こうした状況を受け、昨年9月補正予算におきまして、時期を逸することなく、この地域の工業立地を進めていく上で必要な具体的な事業手法や整備手法等について専門業者に調査を委託し、最終的に報告書として提出を受けるための工業立地検討業務委託料を計上させていただいたところでございます。

委託業務の内容といたしましては、都市計画法及び農地法などの土地利用に係る法的条件について関係機関と協議しながら整理し、土地利用、道路、水路などの整備方針を検討する中で関連する法的条件も整理した上で、手続面などの整理に加え、道路、水路のつけかえ計画や高低差の調査を行い、土地利用構想図等を作成するほか、土地利用構想図等に基づき概算事業費を算定し、地権者から取得する際の価格及び造成後に企業に売却する際の価格などを試算するとともに開発手法の洗い出しを行い、課題を整理した上で事業スケジュールを踏まえながら事業実施に向けた手法を検討し、これらの内容を報告書として取りまとめるというものでございます。

この委託業務の成果品であります報告書の内容でございますが、ただいま申し上げました業務内容から事業実施に向けた整備手法を整理いたしますと、対象地につきましては一体的に開発が可能な約7.2haの地区と、南側に隣接する企業が工場拡張を希望している約0.6haの地区の2地区

に区分して検討を行いました。

まず、整備手法の検討でございますが、7.2haの地区につきましては、開発主体として進出企業、民間開発事業者、愛知県企業庁及び市の土地開発公社の4つの選択肢が考えられるとし、開発許可につきましては4つの選択肢とも可能であるという結論でございました。

また、農地転用許可につきましては、進出企業及び愛知県企業庁はクリアできるものの、民間開発事業者及び市の土地開発公社については分譲目的での開発では農地転用が認められないということから、許可を受けることは困難という結論でございました。

以上の点を踏まえまして、実現の可能性を検討いたしましたところ、整理しなければならない課題も幾つかございますが、最終的には進出企業による開発か、あるいは愛知県企業庁が実施する場合の2案が実施可能という結果になっております。

次に、0.6haの地区でございますが、この地区につきましては、土地の形状や面積から判断して、新規の工場立地を促すよりも、隣接する既存工場の拡張を促したほうが効果的であり、既存工場が整備主体となって開発行為を進めていくことが現実的であるという結論が示されております。

以上の結果を踏まえまして、現在委託結果の中で示された課題を整理しながら、工業立地の具体化に向けて関係機関との調整を進めているところでございます。なお、開発に当たりましては、都市計画法に基づく開発許可の技術基準が定められており、この基準には道路、公園等の施設の配置や給排水施設等の配置などに加え、安全上、防災上の必要な措置などについて規定がされておりますので、こうした基準に適合する形で周辺地域の環境や防災といった観点にも十分配慮し、開発計画を進めていくこととなります。

また、地権者の皆さんに対するアクションといたしまして、昨年9月補正予算で検討業務委託料を予算計上する際に、その報告のために訪問して以来お伺いしていないことから、関係地権者の皆さんに検討結果がどうであったかなど、御心配をおかけしている点につきましては私どもも耳にいたしておりますので、検討業務の結果について御報告をするため、早急に戸別訪問を実施する予定をいたしております。

最後に、今後の取り組みでございますが、産業は雇用の場や消費の場として、市民の皆様の日常の暮らしを支え、まちの活力を生み出す基盤であり、地域経済の活性化や地域雇用の安定のために企業誘致を積極的に進めることが必要でございます。

本市といたしましても、この地域において工業立地を具体化していくことは、既存企業の市外への流出による産業の空洞化を防ぐとともに、新たな企業の進出により将来的な雇用の場の確保、産業の振興などにつながり、ひいては本市の持続可能な財政基盤の構築につながるものと考えております。

少子高齢化社会の進展や公共施設のあり方など行政課題が山積する中で、依然として厳しい財

政状況が続くことが見込まれており、第2次産業の就業率の高い本市にあつては、企業立地の受け皿となる用地確保は喫緊の課題と捉えております。

いずれにいたしましても、豊田町地域内における工業立地の実現に向け、関係地権者の皆さんにきちんと情報提供を行い御理解をいただきながら、関係地権者の皆さんや関係機関と積極的に調整を進めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔企画部長 加藤元久 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、黒川美克議員の御質問、1、防災行政について、（1）建物の耐震補強と家具類の転倒防止とガラスの飛散防止について、本市の現状を問うについてお答えさせていただきます。

平成7年1月17日の阪神・淡路の大震災では、災害発生後の疾病による死者を含め6,434人の方々が命を落とされております。兵庫県警察本部の発表では、死因の約84%は建物の倒壊や家具の転倒による圧迫死であったことが報告されており、中でも地震発生後15分以内に約92%の方が死に至っており、ほぼ圧迫死による即死であったと報告されております。

また、議員の御質問にもありましたが、阪神・淡路大震災では多くの方が家具類の転倒や落下、割れたガラス等でけがをされており、このうち建物の中でけがをした人の約半数の46%は、家具の転倒、落下、ガラス等の飛散が原因であったという調査結果もあり、阪神・淡路大震災の被災者の多くが「家具は凶器になる」と語っておられます。

東京消防庁が実施をしました調査によりますと、家具類の転倒等による負傷者の割合は、平成15年7月の宮城県北部地震が49.4%、同年9月の十勝沖地震では36.3%、平成16年10月の新潟県中越地震が41.2%、平成19年7月の新潟県中越沖地震が40.7%と、大きな地震により大勢の方々が家具類の転倒等により負傷をされておられます。

このようなことから、今後発生するであろう大規模な地震に対して、人命や財産を守るためには、早期に老朽化した木造住宅の耐震化と家具の転倒防止が、防災・減災対策の上で重要な取り組みとなります。

また、本年5月28日に内閣府が発表しました南海トラフ巨大地震対策の最終報告においても、耐震化を促進するための環境整備として家具等の固定、ガラスの飛散防止の促進を図る必要があるとされております。

初めに御質問の建物の耐震補強に係る本年度の状況でございますが、本日までに木造住宅の耐震診断が6件、耐震改修工事が1件という状況でございます。

次に、本市の家具転倒防止器具の取り付け補助について、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また障害者手帳などの交付を受けている障がい者世帯などのうち、身体的理由により家具転倒防止器具の取り付けができない世帯を対象に、寝室や居間などの居住の中でも

利用度の高い部屋の家具に転倒を防止する金具などを取りつけております。取りつけは、公益社団法人高浜市シルバー人材センターに委託し、同センターの会員が2時間以内の人件費は市が負担をいたしますが、転倒防止器具の材料は各世帯で数量が異なることから、御本人の負担とさせていただきます。

この家具の転倒防止器具取り付けの補助実績でございますが、平成16年度から家具の転倒防止器具取り付けに対する補助を開始いたしまして、平成16年度から平成24年度までの9年間の累計では、高齢者のひとり暮らしの世帯が107件、高齢者のみの世帯が59件、障がい者世帯が10件、合計では176件となっております。一方、補助を開始しました平成16年の補助実績75件に対し、近年では平成21年、22年、23年とも補助実績は6件、平成24年に至っては補助実績なしという状況となっております。

愛知県が平成23年度に、防災、これは地震に関する調査でございますが、家具の固定状況として、「大部分固定をしている」と答えた方が9.6%、「一部しか固定をしていない」という方が40%で、全体で49.6%の人が大部分または一部の固定をされておりますが、44.8%の人は「固定をしていない」と回答しており、家具などを固定しない理由として最も多い回答は「手間がかかる、面倒だから」が36.3%、次いで「固定の方法がわからない、自分でできないから」が28.9%、「固定をしても被害は出ると思うから」が26.1%、「家具類を置いていない安全な部屋があるから」が20%、また「費用がかかるから」が18.2%となっております。

ここ数年、本市の補助実績が少ない理由といたしまして、愛知県意識調査にもあるように、「手間がかかる、面倒だから」、「固定の方法がわからない、自分でできないから」と思っておられる人もおるとお思いますので、さらなる転倒防止器具取り付けに対する補助制度の周知や補助事業の委託先でありますシルバー人材センターの御紹介等も必要であろうと考えております。

また、一般的に家具の転倒防止に使用する器具は、L型金具、ベルト式器具、ポール式器具、ストッパー式器具などが用いられ、中でもL型金具の強度が一番強く、ビスで金具と壁を固定して家具の転倒防止を図るのですが、L型金具はビスで金具と壁を固定する必要があるため、壁側に穴をあけられない賃貸住宅には向かない面もあります。また、持ち家の場合でも、一般的な壁は石こうボードと合板という素材なのでビスがきかず、L型金具を固定するための木の横板を新たに壁側に設置するための建築工事が必要となる場合もあります。その際、工務店などへの依頼が必要となり、設置費用や設置の手間が大きな障害となり、家具転倒防止が進まない理由とも言われております。

今さら申し上げるまでもございませませんが、家具転倒防止が必要な3つの理由は、1点目、家具等による負傷や圧迫死の防止、2点目、脱出経路の確保、そして3点目は、片づけの手間を省く、ささいなことのようにありますが、発災後の時間の多くを奪う煩わしい大仕事を事前に削減しておくことは大切であります。特に、防災活動に携わる者には、けがの危険性のない背の低い家具

や固定した家具の扉や引き出しに飛び出し防止のための対策を施すことは、その後の行動を続けるためには軽視できない事前の対策であります。

これまでも、市民の皆さんに対して、広報たかはま、市公式ホームページに加え、防災講話、自主防災会の防災訓練などの機会を捉え、案内チラシ等で家具転倒防止の重要性を説明させていただいておりますが、既に吉浜まちづくり協議会においては、平成21年と平成23年度に外部講師をお招きする形で家具転倒防止に対する講習会が開催されております。

このように、市民の皆さんにとって、より身近な地域組織による防災への取り組みが展開されることは、自助意識の向上につながるものと期待をいたしているところであります。今後は、必要に応じて地域組織と連携、協力を深めながら進めてまいります。

次に、ガラスの飛散防止についてお答えいたします。

地震、台風や竜巻などの災害時に衝撃や強風で割れたガラスは、鋭い破片となって部屋の中に飛び散り、破片が直接当たる危険だけではなく、避難行動の際に割れたガラスは建物の脱出の妨げにもなり、一刻を争う事態では素早い脱出ができなくなる可能性もあります。平成5年1月に発生しました釧路沖地震は震度6を記録し、釧路市内に大きな被害を及ぼしました。家具の転倒によるガラスの破損、シャンデリアなどの落下による負傷者も出ました。「食器棚を押さえていて破片で手を切った」、「停電中、足元のガラスを踏み抜いた」などの訴えが目立ち、負傷例の約4分の1がこうした切り傷であると報告をされています。

このような事態が発生した場合、飛散防止フィルムは破片が飛び散らないようにする効果があり、まさに災害から身を守る基本とされています。

さて、本市の現状であります。議員も御承知のとおり、公共施設につきましては、今年度飛散防止フィルムの対策工事に着手いたしております。保育園、幼稚園は既に8月末にフィルムの張りつけ工事が完了をいたしました。小・中学校は、現在順次飛散防止フィルムの張りつけ工事を進めるための現地調査を実施しております。

一方、個人住宅への取り組みは、家具の転倒防止対策のように支援制度は持ち合わせておりませんが、議員も御質問で述べられましたように、家具類の転倒防止対策とあわせて大変有効であり、かつ身近な防災対策であると認識をいたしております。

今後、自主防災会の防災訓練、防災関係の行事や子供への防災教育を通じて、住民の方々に対して必要性の周知を図ってまいります。

来るべき大規模な地震に備え、自分の命は自分で守る、いわゆる自助の考えのもと、3つの対策が防災・減災の基本であることを御理解いただき、市民みずからの問題であることを再認識していただくとともに、主体的に取り組んでいただくことが重要であります。

最後となりますが、行政といたしましても、各対策の普及、啓発に一層努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） それでは、まず防災行政について再質問をさせていただきます。

ガラス飛散防止フィルムに取り組まれているまちづくり協議会があればお教え願いたいと思います。

また、まちづくり協議会において、家具転倒防止講習会やガラス飛散防止フィルム講習会の開催について、市としてはどのように考えてみえるか質問をさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） さきにお答えをしておりますが、吉浜まちづくり協議会では、家具の転倒防止に関する講演会に加え、平成24年度からは防災対策の第2ステップといたしまして、ガラス飛散防止フィルム張り実技会を既に開催されております。

今後、吉浜まちづくり協議会以外のまちづくり協議会におきましても、これらの家具転倒防止講習会やガラス飛散防止フィルム張り実技会の開催を検討していただくとともに、この講習会や講演会に参加された方々が自分たちの地域でより多くの方々に対して、家具の転倒防止あるいはガラスの飛散防止フィルムが重要であることを広めていただけるのではないかと大変期待もいたしております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

防災行政につきましては、今答弁をいただきましたけれども、まだまだ皆さん方の意識がそこまで達しておりませんので、やはり家具の転倒防止だとかガラスの飛散防止、これが自分たちがけがをしない一番簡単にできることですので、ぜひこの辺のところをもっと多くの方にPRをしていただいて、各まち協のほうにもお願いをしていただいて、町内会やなんかも通してぜひこうした家具の転倒防止だとかガラスの飛散防止、こういったものが浸透して少しでもけがをする人がなくなるようにPRをしていただきたいと思います。

それでは、次に、商工行政について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、委託業務の内容として、都市計画法及び農地法などの土地利用に係る法的条件について、関係機関と協議しながら整理し、土地利用に係る道路、水路などの整備方針を検討する中で法的条件も整理し、土地利用構想図等に基づき概算事業費を算定し、地権者からの取得価格及び造成後の企業への売却価格を試算するとありましたが、関係機関とはどこを指すのか。また、地権者からの取得金額及び企業への売却価格はどれぐらいになるか、わかればお教えいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず、土地利用に伴います法的条件を協議するというところで、その関

係機関でございますが、都市計画に関すること、あるいは開発許可に関すること、農地転用に関すること、これらにつきましては所管が愛知県ということになっております。また、大規模開発ということでもございますので、農地転用が大臣許可となりますので、この点につきましては東海農政局ということになります。

次に、地権者からの取得金額及び企業への売却価格がどれぐらいになるかという御質問でございますが、検討業務の中で土地利用構想図などに基づき概算事業費等を算定し、地権者からの取得価格及び企業への売却価格については試算をいたしておりますけれども、これはあくまでも市が想定した中での試算ということもでございます。今後、先ほども申し上げましたように、開発主体が進出企業になるのか、あるいは愛知県企業庁になるのか、まだ不透明でございます。いずれにいたしましても、開発主体となるところが具体的に計画を進めてまいりますと、当然内容も変わってまいります。

したがいまして、単価が決まっていない現段階で試算に基づく価格を申し上げるということは、今後この事業を進めていく上で支障を来すおそれが高いということもございまして、現時点では数字をお答えすることはできないということについて御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

平成11年11月11日に開催された平成11年第4回高浜市議会臨時会において、議案第57号で翼小学校の用地取得が審議されております。

取得面積が2万153.16平米、買収予定価格が11億6,936万円で議案にのってございまして、平均買収予定価格は平米当たり約5万8,023円となっておりますが、市としては地主からの買収単価についてどのように考えられるか教えてください。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 御指摘のほうの翼小学校の用地取得の件につきましては、私どものほうも承知はしてございます。御質問の地主様からの買収単価につきましては、造成費や道路整備などの工事費、また工業地の上での地価相場、そういったものを総合的に勘案いたしまして開発主体において決定をされますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

お答えの趣旨は十分わかりますけれども、用地買収やなんかにつきましては、当然地主さんについては高く売りたい。それから、企業さんのほうについては少しでも安く買いたい。この辺のところは当然の話でありますけれども、ただ少なくとも双方が折り合わなければ全然話も進まないわけですので、この辺のところは十分、地主の方だとか、それから企業のほうに御理解をいた

だいて話し合っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今現在の状況でございますけれども、今後大体どのぐらいの時間で、こういった作業が進んでいくのか、その辺のところの見込みは立っているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 御質問の今後のスケジュールにつきましては、現在、先ほどの答弁にもありましたように、2つの事案、要は進出企業か愛知県の企業庁さんといったところの開発主体というのをいずれにするかというような決定がされた後、具体的に話が進んでいく形にもなります。なので、現段階でどの時期というのはちょっと申し上げられないんですが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） しつこいようで申しわけございません。

今、引き合いのある企業といいますか、そういったのは前から数社あるとかいう話は、いろいろと漏れ承っておるんですけれども、その辺のところのあれというのは、はっきり言っていただくことはできないわけでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） まことに申しわけないんですが、現段階では申し上げられません。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） わかりました。これ以上やっておっても水かけ論になると思いますので、ただ1つ言えることは、ぜひせっかくこのところに400万円近くのお金をかけて開発計画つくっているわけですので、その辺のところぜひもっと市のほうが積極的に対応していただいて、少しでも早く事業が着手できるようにお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は15時5分。

午後2時56分休憩

午後3時4分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鷺見宗重議員。一つ、防災行政について。一つ、教育行政について。以上2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

1 問目は、防災行政についてです。

最初に、8月6日の豪雨での被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げます。また、きのう、おととい、全国に大きな爪跡を残した台風18号の被害に遭われた方にもお見舞いを申し上げます。

高浜市においては、2000年の東海豪雨から13年目で大きな豪雨の災害になりました。9月4日にも名古屋市での豪雨で大きな災害になったことは記憶に新しいものでありますが、雨雲の流れがもう少し東にずれていれば8月6日と同じような被害があったかもしれないと感じます。近年、時間雨量100mm以上の豪雨は頻繁に起こる可能性があることから、高浜市においてもこうした被害を減らすことが重要な課題と考え、質問をしていきます。

8月6日の豪雨の被害状況について、高浜市の最終的な状況をお示してください。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 初めに、今お話が出ました8月6日豪雨の災害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

ただいま御質問いただきました、8月6日発生の集中豪雨、少し現状等を申し上げながら被害状況をお答えしたいと思います。気象庁の発表、それが1時38分、本市を対象といたしまして大雨警報それから洪水警報というのが同時に、注意報なく発表されております。その直後に、市内の各地で猛烈な雨が降り始めまして、1時40分から2時40分の間に、1時間122.5mmという過去に例を見ない豪雨が発生をしたということで、それだけの雨量を観測しております。この122.5mmと申しますのは、東海豪雨、12年9月11日から12日の間に東海豪雨というのが発生しておりますが、そのときの時間最大雨量というのが102.5mmでございますので、それを上回る雨であったということでございます。

そういったことで、今回の集中豪雨というのは稗田川やそれから下水道の整備水準である、私も申し上げておりますように1時間当たり50mmという整備水準をはるかに超えた雨量であったと、それがまた短時間に降ったということで排水の処理の能力をはるかに超えておる雨、それが処理できない雨水というのが道路の冠水や被害に遭われた方の建物の中へ入っていったと、多くはそれプラス自動車のほうにもたくさん被害が発生をしているということでございます。

被害の状況ということですので、主な被害の状況といたしましては、まず建物への浸水被害、これは床上浸水でございますが18件、町別で申しますと、稗田町では8件、これは一番多いわけでございます。続いて小池町、芳川町が2件、春日町、八幡町、二池町、湯山町、向山町、屋敷町それぞれ1件という形になっております。

次に、床下浸水が全体では86件、町別で申しますと、呉竹町では26件という数字でございます。それで次いで稗田町が19件、碧海町が12件、八幡町が9件、向山町は7件、湯山町が4件、青木、本郷、芳川、この町が2件、神明、田戸、二池がそれぞれ1件というふうになっております。

今回の被害というのは東海豪雨と違いまして、いわゆる先ほど申しましたように短時間で降ったということで、今までに被害のなかったところでも市内全体という表現がいいかどうかあれですが、そういうふうが発生をしているという特徴がございます。

道路の冠水でございますが、道路の冠水は時間も短時間でございましたし、全てを現場確認しておるわけではございませんが、私どもに住民の方からいただいた情報、それから水位の痕跡等で災害現場を見た中で申し上げますと、稗田町の二丁目、三丁目、碧南高浜線沿い、吉野橋東の小脇線、それから吉浜駅の東周辺などを初めとした市内10カ所ぐらいでそういった状況が確認されております。

それから最後に、道路と水路の被害ということで、田戸町一丁目の排水路の破損、それから本郷町では大西田下水路の最下流部のところでかさ上げのブロックが壊れております。それから、市内至るところという言い方がどうかあれですけれども、集水ますだとか側溝の周辺等、そういったものの関係で土砂の流出、そういった被害が見られたと、そういう状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、近隣市の被害状況と時間雨量が把握できていればお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 近隣市の被害状況であります。建物への浸水被害では、碧南市さんが床上浸水が5件、床下浸水が50件、刈谷市さんは床上浸水が2件、床下浸水が2件、安城市は床上浸水1件、床下浸水3件、知立市は被害なしという状況であります。加えて、各市において道路冠水等の被害も確認がされております。

本市の建物への浸水被害であります。床上浸水18件、床下浸水86件は、近隣市の中で最も件数が多い状況となっております。

次に、近隣市の時間最大雨量でございますが、愛知県のデータでは、碧南市が110mm、時間は2時10分から3時10分でございます。刈谷市が79mm、時間は1時40分から2時40分、安城市が42mm、2時20分から3時20分、知立市が1時40分から2時40分の1時間に31mmという状況であります。

本市の時間最大雨量であります122.5mmにつきましては、近隣市の中でも先ほど同様、最も多い状況となっております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 比べてみても一番被害が大きいのは高浜市ということで、これについて何か見解があれば、お聞かせください。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 見解ということでございますが、それぞれ各市によって事情、状況も違います。地域性、それから私どものように地形的な問題とかそういった状況も違いますので、今申し上げましたように、雨量という部分でいえば本市が一番たくさん降ったよと、そこで被害も短時間にたくさんの雨が降ったということで、そういった被害が発生したというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） というのですが、やはりこういうことは後々問われてくると思いますので、以下の質問でただしていきたいと思います。

一つは、市の当日の対応についてです。

8月6日当時の中荒井のポンプと塩田のポンプの作動状況をお答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 向山の中荒井のポンプと、稗田の塩田排水ポンプの作動時間でございますが、塩田のポンプが1時49分に作動、中荒井のポンプは3時30分に作動しております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この作動時間の違いがあるのはどういうことでしょうか。見解をお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 今回の塩田ポンプと中荒井ポンプ、塩田ポンプについては1時49分になったと、それから中荒井ポンプについては3時30分ということなんですが、その中でちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、3時30分に中荒井ポンプが作動しまして、その前から道路の浸水についてはなぜ作動時間が遅かったという御質問ですが、その8月6日の1時40分から2時40分の1時間当たりの、先ほど言いました122.5mmという降雨量がありまして、1時間当たり50mm以上の降雨があったために道路の冠水が起きたと考えられます。

それと、中荒井ポンプの作動は、外水位、稗田の水位と内水位、向山町側との差でポンプが作動するようになっておりますので、中荒井ポンプが3時30分に作動する前は稗田川の河川水位が中荒井の吐き出し口より水位が低いために1時間当たりの50mmの能力で自然排水で吐き出しておる状況でございます。

また、中荒井排水ポンプが、3時30分に稗田川の水位と内水位の差がなくなりましたものから、自動運転にポンプが作動し強制排水に切りかわったものでございます。よってポンプについては稗田川の水位と内水位との差を感知しまして自動運転の作動をしていた状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これに関しては住民からも聞いていまして、2時ぐらいに市役所のほうに

電話したということを聞いています。そういう点で見ると、初動が遅いのかなというふうに思いますけれども、その関係で塩田のポンプがある被害の大きい稗田町について説明会を行ったというふうに聞いていますけれども、住民からの意見はどのようなものがあつたかお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 9月14日土曜日なんですけど、稗田町からの要請がありまして稗田町の住民向けの集中豪雨に対する説明会を開催させていただきました。

町内会の出席者につきましては、51世帯60名出席していただきました。

御質問の住民からのどのような意見、質問があつたかにつきましては、1番目に、ポンプの起動は自動か手動かという意見がありました。それと、ポンプの警報が鳴る仕組みについて、1台目、2台目それぞれが運転再開しているが、そのときに鳴つたか鳴らないかという意見がありました。それと、今回の水害として、ポンプの能力が不足していると考えた方がいいかという意見もありました。それと、ポンプ上の水位センサーはフロート式、センサー式、どちらかという質問もございました。それと、稗田川の水位が低くても強制排水できる仕組みは取れないかという意見がありました。それなどの意見をいただきまして、質問が終わった状況でございます。

それとあと同様に説明会の開催を向山町町内会からも要請を受けておりますので、今週の9月21日土曜日に開催する予定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これに対して、対応はどういうふうにか、まだ話し合われていないんですか。ちょっとそこら辺、どういうふうにするのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 先ほどの5点のことにつきまして、うちが答えたことに対してちょっとお答えさせていただきます。

ポンプ起動は自動か手動かということなんですけど、河川の水位と住宅側のポンプ池の水位差によって運転を判断して作動することになっているということをご回答させていただきました。

次に、ポンプの警報が鳴る仕組みについて、1台目、2台目それぞれ運転が再開しているのに鳴るのかというお話なんですけど、行政の答えは2台目のポンプが運転を開始した場合に警報、サイレンが鳴る仕組みになっておりますということをお答えさせていただきました。

今回の水害として、ポンプの能力は不足していると考えた方がいいかという問いに、現在のポンプは時間当たり雨量50mmを対応した能力であり、先般のような100mm以上を超える雨が短時間で降る場合は能力を超えているとお答えさせていただいております。

それと、ポンプ場の水位のセンサーはフロート式かそれともセンサー式かどちらかということで、フロート式となっておりますということで答えております。

それと、稗田川の水位が低くても強制排水できる仕組みはどうかという質問ですが、稗田川の

水位が低い場合、自然流下で排水できる状態なので、ポンプの強制排水より排水量が高いということで答えさせていただきました。しかしながら、今回のような集中豪雨を想定した場合の運転方法は何かの検討が必要と思われるということで答えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そこで、見直しが必要だという回答をいただきましたけれども、市役所に雨量計があると聞いていますので、それに連動して10分で雨量10mmを超えたら起動させるようなことは考えられないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 塩田ポンプの排水ポンプの運転は、内水位による運転制御と、中荒井ポンプと乞殿ポンプにつきましては、内水位と外水位の水位差でポンプの自動操作が運転されております。

ポンプの管理につきましては、委託管理としておりまして、委託管理が遠方監視を行いまして、雨量データ、それとゲート開閉のデータにつきましては、5分間隔で市役所にファクスで送信をされております。また、大雨・洪水警報が発令されますと、受託業者が現地に出向き、緊急時対応をしております。きのうの警報におきましても、受託業者も警報で現地のほうに出向いております。

それと、大雨・洪水警報の発令時にも、市役所の職員も現地に出向き、現場対応を行っております。

以上のことによりまして、御質問の遠隔操作で市役所から10分で10mmを超えたらポンプ起動させるような考えは現在のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほども時間50mmの対応という答弁をいただきましたけれども、これ、本当に足りないかなというふうに住民の皆さんの意見もあると思うので、100mm対応にするべきではないかというふうに考えますけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、私どもが50mmというふうにお話をしておりますのは、受け皿となっております稗田川、この稗田川の整備計画に基づきまして、今、この稗田川というのは振り返りますと昭和60年代から下流からずっと用地買収をして県が一生懸命広げていただいてやっと今小橋まで、いわゆる5年確率の50mm、この雨に対応し得るだけの川を整備していただいております、当然ながらそこへ市の水を流させていただくわけですから、河川管理者である愛知県さんは当然ながらどれだけの水を受け入れられますよというようなルールをもってきちんと制御をされております。

当然ながら、今申し上げましたポンプというお話の中で、下水からの幹線、雨水幹線を稗田川の中に樋管を通して放水しておるわけですが、その部分についても一つ一つきちんと河川管理者である愛知県と協議をして、了解を得てこういうものができておるといことになりますので、今の段階で、確かに昨日、一昨日の説明会の際にも住民の方、多くの方がそうやっておっしゃいました。たくさん穴をあけてどんどん出せばいいじゃないか、ポンプ能力を大きくすればいいじゃないかということでございますが、今の能力の中ではそれが限界というふうにお考えをいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） こういった見直しと同時に、やはり愛知県にも時間雨量100mm対応の整備を求めるべきかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 少し私も言葉が足りなかったかもしれないですが、実は今は5年確率の50mmということで稼働、いわゆる川をずっと整備していますが、今の川の本来の姿、稗田川の最終的な整備目標というのは30年確率の80mm対応です。83.8mmの雨を安全に下流まで流すという計画でございますので、今この計画を、まだ50mmの対応が上流までまだ行っていないものですから、それを次にということじゃなくて、まずは早くこの今の暫定計画のものを早く整備をしていただくというお願いを県のほうにはしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、市民への情報伝達の問題になりますけれども、警報発令と同時に車を避難させれば助かったとの市民の意見がありますが、8月6日当時、同報系防災行政無線は放送をしたのか、また運用の検討が必要でないかというふうに思うのですが、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 8月6日に同報系防災行政無線の放送はいたしておりません。これは、既に大雨による浸水が発生しており、避難を呼びかけた際に足元が悪いことや雷による感電等の2次被害の発生が懸念されたために同報系防災行政無線の放送はいたしませんでした。

去る9月14日の土曜日に開催されました稗田町町内会の集中豪雨に関する説明会において、参加された多くの方々から、大雨、洪水といった気象警報を早く住民に知らせてほしいとの情報に関する御要望を受けております。

行政側からの回答といたしまして、今年度は全国各地で集中豪雨、ゲリラ豪雨が発生しており、今後、これまで以上にこれらの豪雨が発生することも危惧をしておる点、また、市民一人一人が迅速に避難行動を行うためには、正確な情報をより早く入手することが重要である点などをお伝えするとともに、本年4月1日より、気象情報、防災情報、火災情報をメール配信します防災メ

ールの運用を開始しておりますので、市民の皆様方に対し、改めて防災メールの登録を御依頼させていただきました。また、現在、防災ラジオの有償配布の準備を進めていることもあわせて御周知をさせていただきました。

最後に、同報系防災行政無線の運用の検討でございますが、市民の皆様には災害情報や気象情報などの情報をいち早くお伝えし、避難行動に結びつけていただきますよう、今後とも近隣市の運用状況や改善のための調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 8月8日には、近畿を中心として広い範囲の揺れが起きるとする緊急地震速報が流れ、私もいよいよかと身構えたわけですけれども、誤報となりほっとする反面、これでは自分自身を守るという構えがないように自分自身も思いました。

8月8日の緊急地震速報は、市民の中では極めて冷静に受けとめられています。情報が伝わらないことには市民も適切な行動ができないと考えますので、防災メールと同時に行政無線の発信もすべきと考えますし、そういった早期の対応が求められていると思います。

先ほど出ました、防災メールの普及も気になる場所ですので、防災メールの登録者数は今、何件あるのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 防災メールの登録の件数につきましては、本日9月17日8時30分現在で1,746件の登録となっております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） まだまだ登録は少ないというふうに感じますけれども、高齢者については携帯のメール機能が使えない方も多いと聞いています。どのように対応するのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 高齢者の方でメールを持っておられないという御意見は、さきの稗田町の町内会の御説明の際にも実際にございました。ちょっと準備が整うのに時間がかかって申しわけなかったのですが、この防災メールの機能にあわせて、音声で自宅の電話に警報の発令をされるものを伝えるシステムがございますので、取り急ぎ稗田町三丁目の方々と向山町一丁目の方々、その方々に御案内し、既に希望の用紙がこちらのほうに届いていますので、順次そういった形でお電話での情報提供も説明させていただいております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いろいろ進めていただいておりますということで心強く思います。

次に、ハザードマップの見直しについてですけれども、2011年作成と聞いていますが、この前の豪雨で、名鉄吉浜駅も浸水で自動改札機が使用不能ということになりまして駅員さんが対応していたとの住民の情報があります。東海豪雨のときも30cmぐらい浸水したと聞きました。また、吉浜駅周辺は浸水予想区域の印がなく、この周辺の方は車がだめになるとは思いもつかなかったというふうに言っています。

ハザードマップの見直しはどのようにされていくのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 本市の防災ハザードマップは、平成22年3月に東南海地震が起こった場合における津波浸水予想区域及び平成12年9月11日から12日にかけて発生いたしました東海豪雨の浸水実績区域などを表示しました「高浜市水害ハザードマップ」を作成いたしております。

この水害ハザードマップは、東海地震及び東海・東南海地震が連動した場合における被害想定に基づいて作成されておりますので、水害ハザードマップの見直しは必要であるとの認識をいたしております。

しかしながら、現在、愛知県において、東海地震、東南海地震、南海地震いわゆる南海トラフ巨大地震について、国の震源モデルとの整合を図り、県独自の地盤データ等による震度分布、液化危険度分布、津波高、想定浸水域等を算出することになっており、その作業を進めているところでございます。

本市のハザードマップの見直しの際は、これらの算出データを活用するとともに、この8月6日の集中豪雨において浸水いたしました吉浜駅周辺を含めた浸水域のデータも活用しながら作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これは聞き取りもされているんですか。ちょっとそういう点はどういうふうになっているのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 先ほどの浸水域のところ、職員で回っているというところで、その当日に確認できておるところと、その翌日等お電話等をいただきまして御連絡があったところ、そういったところには職員が出向いてお話も聞かせていただいておりますという状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、排水路の見直しですけれども、呉竹町の安兵衛さんの3差路の信号から刈谷方面にすぐの次の信号になりますけれども、その信号を五間道路のほうに向かう途中で名鉄三河線の踏切を越えたあたりなんですけれども、床下浸水の被害があった場所でありまして、南北に一方通行の

道に沿って排水路があります。そして、最終的には明治用水に流すことになってはいますが、その排水路は美容室の裏の道を渡る部分が細くて流れが悪く、あふれて浸水被害になった、またさらにその細いところにごみが詰まっていたと住民からの話がありました。その排水路は美容室から上流部は広げてありますけれども、下流部は昔のままで細く、これではあふれるのは必至だと考えます。

排水路の見直しが必要とだと思えますけれども、いかがでしょうか。どうお考えですか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 御質問の名古屋碧南線の芳川の信号交差点から東に進み、踏切を越えて人形小路につながる南北の道路を境とした呉竹町六丁目の一部、それと七丁目の一部の排水区域の面積は8.31haとなっております。その排水面積に対しまして現況の排水路の能力を流量計算によって確認しましたが、既設の排水路の能力を満たしていることとなります。また、下流側の排水路は、複断面になっておりまして、構造の水路でありますので水路が2階建てのようになった断面であります。下の水路は幅が1m、それと高さが60cm、それとその断面の上部には幅が2.7mと高さが1.3mの、上流から流れてきた排水を処理することのできる断面になっております。

8月6日の豪雨は、短時間で記録的な豪雨でありました。先ほどお答えしましたとおり、浸水被害が市内随所で起きております。被害状況をもとに、排水施設の再確認と詳細な調査をし、有効な対策を整理していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 今の答弁では、満たしているという答弁でしたけれども、それは今後の変更とか見直しについてはどういうふうになりますか。満たしておるならやらないということですか。どういうことでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 現在、今の既設の断面自体が2階建ての複断面になっているということで、今の上流部分の8.31haの部分については計画どおりというのか、今の既設で対応できるということに、今、状況になっております。ただ、高浜市の公共下水道汚水が整備されることについての整備については、今後考えていく必要があるかと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ということは下水道の整備をしていく上で、今度雨水の整備もされることだと思うんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 下水道計画で、当然、今の呉竹町のほうも整備区域に入っておりますけれども、現段階では認可区域ではございませんので、そこが認可区域に入ってから整備して

いくということですが、前にも述べておりますけれども、時間50mmの整備でございますので、この既設のものが時間50mm以上のものであれば私のほうはこれ以上の整備はしていきません。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうしますと、結局やらないという結論に聞こえますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 下水道の事業認可を取得するときに、工事を始めるときに、もう一度調査をさせていただきます。そのときに流量が足りないということになれば足りるような整備をしていくということになります。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 後でもう1回よく聞いてみたいと思いますけれども、次に、土管坂を下がり切ったトヨタカローラ愛豊とカネミツ石油の信号がありますが、それを碧南の方面に行ったところもすり鉢状になっていて、8月6日の豪雨で床下浸水の被害があった場所でありまして、この周辺の排水経路はどのようになっているのか、今後、どのような対応をするのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 御質問の碧海町体育センター東の信号付近の標高はT P 2.05mであります。すり鉢状になった区域の排水につきましては、市道浜町線からヒューム管60cmで公有水面、碧海公園の東側に排水路状の部分へ放流している部分と、それと県立高浜高等技術専門学校の中からボックスカルバート縦1.6m、横1.2mで公有水面へ放流している部分、これ2カ所が雨水を排除しております。

8月6日の豪雨に対しましては、時間50mm以上の降雨があったため、冠水したと思われま

す。今後、詳しい現地確認及び地域の方の聞き取りをしながら、現状の排水構造物の改良部分があるかないか調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） スケジュール的なことを聞くと難しい話になると思いますけれども、あえて聞きたいと思っておりますけれども、どういうスケジュールでやられますか。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま申しましたように、まず排水構造物というのは下水道の

計画、今、呉竹町のお話が前の話で出まして、その後碧海町の話が出たということで、下水道計画については認可という手続を経て整備をしていくということです。

先ほどから、現状の構造物の見直しだとかそれから改修という部分のお尋ねだと思いますが、例えば我々が現場のほうへ確認をして、例えばますの構造物、側溝だとかそういうものにふぐあいがあって、これは流下を阻害している形になっておるなということであれば、そこはきちんと手当てをして直して維持をしていくというのが我々の役割だと思いますので、そういうことはきちんとやっていきたいと思います。

今、答弁の中で、一度現状を聞いてということをお話ししましたが、やはり状況、どんなふうにな水がたまっておるのか、それからどういった状況で排水が悪かったのか、そういうところも含めながら一度きちんと現場のほうを確認して、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、刈谷豊田総合病院高浜分院の止水板についてですけれども、13年前、東海豪雨の当時は市立病院でした。その当時、やはり地下に浸水して大きな被害をこうむったと聞いています。8月6日の豪雨の際にも私も現場に行きましたけれども、地下の水をポンプで吐き出す準備をしていました。止水板が出ていないのが不思議に思いましたが、なぜ出ていなかったのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 刈谷豊田総合病院高浜分院には、平成12年の東海豪雨後に設置をいたしました止水板がありまして、大雨のおそれがある場合には病院の施設管理職員が3カ所の止水板を立てる作業を手動で行っておるとお聞きをいたしております。

8月6日未明の豪雨時には、短時間に集中的に降った雨水が道路を走りまして、低みであります高浜分院の地下へ滝のように流れ込んでしまいましたので、職員が慌てて作業を行ったものの、その水圧によって止水板が立ち上がらなかったというようにお伺ひしております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これ、被害の復旧の費用はどうなるのか、高浜分院には高い補助金を出していますので、高浜分院が賄うべきだと思いますけれども、どうされるのかお伺ひします。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 今回の集中豪雨による復旧作業は現在も続いているとお聞きをいたしており、9月4日に開催をされました高浜分院運営協議会におきまして、被害状況と復旧状況の説明を医療法人豊田会から受けております。

もちろん、復旧作業は豊田会が行っているところでありまして、費用が具体的にどの程度かか

ったかという話は頂戴をいたしておりません。あわせまして、災害復旧に係る財政支援についてのお話も現段階では一切伺ってはおりません。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この高浜分院は豊田会のものでありますから、豊田会の責任で処理すべきと指摘しておきます。

次に、抜本的な対策を求めるということで、一気に雨水が流れないような施設も必要と考えます。

広い駐車場をつくる場合には、透水性のアスファルトを使用した場合に補助をすとか、さわたり夢広場のように保水をするため周囲に10cmかさ上げして、すぐに流れないように保水する設備などをする場合に補助をするなど、施策が必要と考えますけれども、いかがでしょうか。どのように考えていますか。お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 高浜市では、平成12年9月11日から12日に発生した東海豪雨で、総雨量459mm、時間最大雨量、先ほども言っておりますけれども102.5mmの豪雨となり、床上・床下浸水を含め多くの被害が出ております。

そのため、床上浸水の被害を受けた住宅を対象とし、大雨による浸水を防ぐために行う、既存の建物を盛り土その他の方法により高くする方法、既存の建物を取り壊し、盛り土その他の方法により高くした後、新たに同一用途の建物を建設する工事に対し、限度額500万円までを補助する「高浜市住宅かさ上げ工事補助金交付規則」を平成13年1月1日から3年間、平成16年3月31日までの時限的に規定し、9件の制度利用がありました。

また、平成13年11月から市民参加の「雨水を活かしたまちづくり協議会」を発足させ、都市化した流域において河川や下水道に流出する雨水をできるだけ抑制する方法を調査し、計画を立案し、促進を図ることを目的とし、行政と市民が一緒になって勉強した結果、「高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則」を平成14年12月1日から施行しております。その内容でございますが、下水道の整備により不要となった浄化槽を貯留槽に転用する工事費の補助のほか、容量200L以上の貯留槽の設置工事、内幅20cm以上の浸透ますの設置工事、内径5cm以上の浸透管の設置工事、透水性の表層材と砕石系の路盤材で構成され、路盤材の厚さが10cm以上の透水性舗装工事を補助対象としております。

なお、この補助制度を利用した透水性舗装工事でございますが、平成24年度末までに882.5㎡の設置実績がございます。

加えて、道路などにおきましても対策をしております。神ノ木遊歩道に透水性ブロック、稗田川線ではまさ土舗装を使用し、県道名古屋碧南線の歩道などにおいて雨水抑制を図っております。

なお、高浜市企業誘致等に関する条例では、企業内対策として雨水活用施設促進奨励金や透水性舗装等促進奨励金による流失抑制を推進しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、豊田町三丁目、豊田自動織機とスギヤスの間の農地を工業用地に変更する動きが、先ほどもありましたが、防災の面でも残すことが必要と考えますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいまの質問、防災面に関する御質問だというふうに捉えております。

豊田町三丁目につきましては工業系の開発ということで、先ほど2番議員の質問にも答えておりますように、計画の面積というのが7.8haということでございまして、これは愛知県の開発許可の技術基準の規定がございまして、その基準によりますと、開発区域が5ha以上の場合には当然ながらでございますが調整池を設けて洪水調整をなさいよという規定がございまして、それに基づきますと貯留容量の容積を決定する場合は、 $V=600A$ というふうに規定をされております。 V というのは貯留量の容量でございまして m^3 、 A というのはその開発区域に係る面積haであらわしますので、先ほど申し上げましたこの $V=600A$ というものをきちんとつくっていくということになります。

それと、豊田町三丁目というのは、稗田川のすぐ近接する区域でもありますので、そういった部分から考えますと、排水をする途中で流下阻害を起こすだとか排水に対する不安と、そういったものはないというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 調整池の容量が $V=600A$ とされてはいますがけれども、これは想定というか僕の単純計算なんですけれども、開発区域面積に60mmの雨が降った分の貯留容量だと思いますけれども、確認のためにそれをお聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、言われましたように、県の指針の中では洪水調整池という形で書かれておりますが、今、おっしゃったように60mmの雨がというのは、ちょっとすみません、具体的に確認はしておりませんが、降雨強度だとか降雨量、そういったものの計算で排水構造物というのはつくられておりますので、最終的に調整池の大きさというのは、今私が申し上げました規定に基づいてものをつくっていくというふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 仮に僕が計算した60mm降った場合の貯留量とすると、100mmという雨が降った場合はどうなるのかということですよね。その場で時間雨量100mmといっても深さは10cmになるわけで、低いほうに集まるから水害になっていくということです。田畑には保水することもできますし透水性もあり、農地を残すことが得策かと考えます。農地を残して農業の振興にも力を入れるべきと求めておきます。

次に、教育行政についての質問に移ります。高取小学校の転落事故についてです。

6月21日に起きた児童転落事故についてですが、学校の転落事故で私もあってはならない事故と思い、今後、こういった事故が起こらないように対策をすることが大事と考え、質問をしています。

この事故を受けて、教育委員会から学校に対してどういう指示をしたのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 今回の児童の転落事故につきまして、議員御指摘のとおり学校の管理下では起こってはいけない重大な事故であり、教育委員会としてもこのことを大変重く受けとめました。そこで早急に各学校に対応策を指示しました。

1つ目は、6月24日に臨時の校長会を開催し、同日付の文書にて、転落の危険性について児童・生徒に十分に理解させること、窓下に踏み台となるような物を設置しないこと、窓付近に落下物を置かないことなどを具体的に通知しました。児童・生徒への安全指導「学校における窓からの転落事故防止について」を各小学校長に指示し、早急に安全指導を実施するとともに、安全指導の徹底に努めるように指示しました。

2つ目として、「校内の緊急安全点検」を指示し、学校と市教委と連携して現場確認を行い、危険箇所の確認とその改善策を協議しました。危険箇所については、児童・生徒にわかりやすい表示をすることで危険の見える化を図るように指示しました。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、学校生活においては、児童に対する安全指導が非常に重要であると考えますけれども、学校現場ではそのような指導をしたのか、どのような指導をしたのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 児童・生徒の発達段階に応じて、より具体的に安全指導を、学級、学年、全校体制で取り組みました。

危険行為に関する指導として、窓の腰板や窓の棧には乗らない、腰かけない、窓付近でふざけたり暴れたりしない、窓から身を乗り出さない、掃除の際の窓拭きのやり方などを具体的に指導するとともに、児童・生徒自身の目による学校の危険箇所の洗い直しを行いました。危険箇所について児童・生徒とともに確認を行った上で、再度注意を喚起しました。こうした活動をともし

て、危険性について児童・生徒に十分認識させることができました。

二度とこのような転落事故が起きないように、今後も気を引き締めて児童・生徒の指導に当たるように学校への指導を継続していきます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 児童の転落防止のために、施設面ではどのような対策を実施したのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 対策のハード面についてでございますが、学校と教育委員会のほうで現場の危険箇所を確認いたしました。熱中症対策にも考慮いたしまして、転落事故が起きないように、基本的には教室の最前列と最後列のサッシにつきましてはとめ金具、ストッパーですね、こちらを、その間のサッシにつきましては、中棧が3本入りましてちょっと丈夫なステンレス網戸、こちらのほうを設置いたしました。廊下につきましても、危険箇所に応じましてストッパーとステンレス網戸のほうを設置させていただいております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 今後、こういうことが起こらないように施設面でも指導面でもお願いしたいと思います。

次に、学校給食についてですけれども、学校給食を公会計にしてくださいということで、給食費未納に対する教職員の実務を少しでも減らすことが必要だと考えますけれども、見解をお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） これに対しましては、文科省が実施した調査がございます。その調査結果によりますと、私会計それから公会計にかかわらず、給食費未納の保護者に対しましては、学級の担任でありますとか事務職員等による電話あるいは文書督促などの取り組みが行われているとの回答が多くあったということでございます。

現在のところ、私会計によります支障はないことから、公会計に移行する考えはございませんが、先ほど言われましたように教職員の負担の軽減を図るため、学校との連絡をより密にいたしまして、学校のみでは対応が困難な状況である場合につきましては市教委も家庭訪問などの取り組みを一緒に行いまして、問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 実務を減らすとともに法的なところも気になるところなんですけれども、1957年に学校給食の取り扱いについて、福岡県の教育委員会が聞いているんですけれども、これがもとでずっと進められているということを知っています。

それについては、その回答の中では、「学校給食の実施者は、その学校の設置者である。保護

者の負担する学校給食費を歳入とする必要はないと解する。また、校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは差し支えない」という回答が、旧文部省ですけれどももされています。

これが通用しているわけですが、自治労が行った交渉では、総務省は「地方自治法第235条の4第2項『債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。』に、給食費や教材費など学校徴収金の取り扱いには違反する」と回答しています。

総務省の見解と文科省の見解が違っているのも問題です。私は地方自治法にのっとり公会計にすべきと考えますが、高浜市の教育委員会としてはどのような見解をお持ちでしょうか。お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 今言われましたように、昭和32年に文部省の通知によりまして、現在まで私会計で行っておると、これに対しまして、近年では給食センター、こういった共同調理場を設置する自治体もふえてきておりまして、学校給食費として徴収する金額も多額となるということから、昭和39年、こちらのほうは文部省の通達なんですけれども、学校給食費を市町村予算に計上して処理されることは差し支えないという公会計としての見解も出ております。

公会計によるか私会計によるかは市町村の裁量に委ねられておるということで、今言われましたけれども、国からもそれから県のほうからもそういった公会計にしなさいという指導はございません。私どもも、私会計だからといって特に支障がないということから、現在のところ公会計に移行する考えはございません。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） あってはいけないことですが、本当に給食費を払わないという方は、やはり法的な措置をとろうと思うと今の私会計では難しいという学者の意見もあります。そういう点ではいかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 今の法的な措置としては、簡易裁判所に対して支払い督促、これを求めることができることになっております。これにつきましては、最近出た事例で、公会計でなくても私会計でもやっておるところもありますので、そういったところもちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 公会計化に踏み出している自治体もふえています。長野県塩尻市は、本市と同様、自校で給食をつくり提供している自校方式で給食を運営しています。ことしから公会計制度がスタートしています。利点としては、13の金融機関から選べて振替ができるということです。

私は総務省の見解が正しいと考えますので、踏み出すことを求めておきます。

次に、無料化を進めるということで質問していきましても、不景気が続き非正規社員がふえ、毎月の給料は上がらず、市民の生活がアベノミクスによってよくなったという実感はありませんし、実際ありません。さらに、物価が上がり生活は苦しくなるばかりです。こういったときに生活を応援する施策が必要と考えます。

その一つとして、学校給食の無料化が上げられます。また、憲法により「義務教育はこれを無償とする」としています。高浜市においても、学校給食の無料化をすべきと考えましても、以下の質問をしていきます。

まずは、他の自治体も気になるところです。全国の実施自治体は、把握していたらお示ください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 給食費を無料化しておる自治体というのは、国あるいは県からも情報というのは入ってきておりませんが、ちょっと調べましたところ、全てを把握しているわけではございませんが、山口県の和木町、それから群馬県の南牧村、兵庫県の相生市、岐阜県の岐南町が小・中学校の給食費を無料化、それから北海道の三笠市が小学校の給食費の無料化を実施しているということでございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） やはり、生活を応援する施策として、また子育て支援として、給食費の無料化を実施する考えはないか伺います。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 先ほども言いましたように、学校給食費の無料化を実施しておる自治体には、少子化あるいは過疎化といった共通の背景がありまして、人口減に歯どめをかけるための施策として実施しておるということでございます。

高浜市におきましてはこういった状況にないこと、あるいは食費が一般的には個人の負担に帰すべきものであり、まとめて食材料を調達すること等の効果によりまして、個々に食事をする場合に比べて経済的に負担がもうその時点で軽減されておるといこと、それから学校給食は個人の消費活動であること等の観点から、受益者負担の原則を踏まえ無料化を実施する考えはございません。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほども高浜市においては自校方式を堅持していくと聞いておりますので、このことについては評価します。

しかし、子供の成長にとって給食は大事なものです。利益を得るのは子供となりますので、個人の消費活動とって子供に受益者負担の原則を振りかざすのはおかしい話で、子供の成長はみ

んなで支えるという観点であれば、受益者負担の原則は当てはまらないと考えますけれども、いかがでしょうか、見解をお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 基本的にはリーダーのほうからお答えをさせていただいたとおりにいうことでありまして、改めて恐らくそれは見解の相違なのかなと思いますが、受益者負担の原則というのはやっぱり踏まえないと、今後の世の中をやはり維持する上でも大原則ではないのかなということを思っておりますので、無料化を実施する考えがないことを改めて表したいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） このことについては、ずっと求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、町長選挙で町長の交代を機に、茨城県の大子町はことしから給食の無料化が廃止され有料になったとか、栃木県の大田原市は、市長のマニフェストに学校給食の無料化を掲げ当選して、今年度から完全無料化をされました。

このように、学校給食費の公会計化や無料化は自治体の首長の意向が大きく影響します。市民の生活を応援するためにも、また地域の経済を立て直すためにも一助となるものと考えますので、市長にも要望をして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） これにて鷺見議員の一般質問は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

次の質問者は柳沢英希議員でございますけれども、休憩を挟んで5時までに70分という時間がとれません。議事の都合上、午後5時を越えることになるかもしれませんが、本日は柳沢英希議員の質問まで続けたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、柳沢英希議員の一般質問まで続けることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時20分。

午後4時12分休憩

午後4時20分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、第6次総合計画におけるコミュニティビジネスについて。以上1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆さん、こんにちは。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私が生まれる以前の話になりますが、先ほど市長のお話の最後の答弁の中でもありましたけれども、国民の大半が日本の戦後の荒廃から復興していこうという希望を持ち、日々努力されていた時代には、御近所同士での交流や助け合いといった人間関係、地域のコミュニティが構築されていたと。しかしながら、日本が高度経済成長期に入り、ライフラインが整備され、国民の平均所得が上がり生活水準が向上し、お金や物が世の中にあふれ、あらゆる面で利便性の向上をし、不自由なく生活ができるようになるにつれて、物を得る豊かさと引きかえに、いつしか日本人が持つ心の豊かさ、人と人のつながりをどこかへ置いてきてしまったとよく耳にいたします。

日本の高度経済成長期が終わりを告げ、世界的にも景気が上向かない状況の中で、ここ十数年、国や各自治体において地域のコミュニティを再生していくためにさまざまな取り組みが行われております。その課題を解決する手法の一つがコミュニティビジネスだと思いますが、他市におきましても紆余曲折をしながらも厳しい経済社会情勢の中で幾つかの成功事例を生んでおります。

当市の第6次総合計画や先日行われました審議会での中期基本計画の素案、基本目標Ⅲの「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」におきましても、「地域の人々が持っている知恵、経験、技能や地域資源を活用したコミュニティビジネスの創業を支援し、雇用、生きがいの創出やまちの元気につなげる必要があります」と書いてあります。

このコミュニティビジネスについて推進していく当局側におきましても、起業を考えていく方々や市民の皆様におきましても、まずはコミュニティビジネスをしっかり理解をし、そしてまた周知していくことが重要課題だと考えております。

ということでいろいろと教えていただきながら、コミュニティビジネスについてお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、コミュニティビジネスの定義について詳しく教えていただきたいと思います。

一問一答ですので、今後は自席にて御質問させていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） コミュニティビジネスの定義についてというお尋ねでございますが、第6次高浜市総合計画の基本目標Ⅲの目標（8）の中では、コミュニティビジネスとは「市民が主体となって、地域の課題をビジネスの手法により解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する事業の総称」というふうに定義づけております。

これを受けまして、今年度からスタートいたしましたコミュニティビジネス創出支援事業におきましても、コミュニティビジネスの定義を「市民が主体となって、地域の身近な課題を地域の

人材、産業、伝統的な技術もしくは知識または既存施設その他の地域資源を生かしながら、ビジネス手法を用いて解決することで、雇用や生きがいの創出につながり、その活動の利益を地域に還元することを目的とする事業」というふうにいたしておるところでございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

このコミュニティビジネスの要件を、もう少しわかりやすく表現するとどういうものになりますでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） コミュニティビジネスの要件ということでございますが、簡単に申し上げますと、まず実施主体が地域の住民であること、それから先ほど申し上げましたように、地域のさまざまな資源を活用する事業であること、地域の課題解決につながる事業であること、ビジネスの手法を用いること、事業から生み出された利益、例えばこの利益につきましても金銭的なもの、それはもちろんのこと、その事業にかかわる人々の生きがいや雇用の場の創出、あるいはその事業を通じて地域のコミュニティの再生につながるなど、間接的なものを含め、こうした利益を地域に還元できるものであることといった要件が考えられます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、再度ちょっと確認ですけれども、ビジネスと言いましても金銭的な利益の追求だけではなく、ビジネスとコミュニティビジネスの違いということでさまざまな形で市民が利益を享受できるものであるということによろしいでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） お見込みのとおり、そういう御理解でよろしいかと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） それでは、今年度からスタートしました高浜市のコミュニティビジネス創出支援事業の内容について教えていただければと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 第6次総合計画の前期基本計画の「こんなことに取り組みます」の中では、「コミュニティビジネスの創出に向けて、PR及び支援を行います」と位置づけられています。これを受けて、地域に根差した新たなビジネスの芽を育むことを目的として、地域においてコミュニティビジネスを創業しようとする個人、事業者または市民公益活動団体に対しまして、財政的な支援を行うという内容の事業となっております。

具体的には、コミュニティビジネスの創業に対する支援といたしまして、創業支援交付金を交付するほかに、創業されたコミュニティビジネスの継続性を担保するために、創業2年目の運営に対する支援といたしまして、運営支援交付金を交付するという2段階の内容となっております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

他県におきましても、何年も前からコミュニティビジネスに取り組んでおられまして、その中で創業者の課題の一つに、財政面での課題というのがございます。

当市におきましては、創業時とその翌年の運営に対して、創業支援交付金と運営支援交付金を交付とありましたけれども、それぞれの交付金の内容をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 交付金の内容でございますが、まず、創業支援交付金でございますけれども、市内においてコミュニティビジネスを創業しようとする個人、事業者または市民公益活動団体の方が対象となりまして、創業に必要な交付対象経費の2分の1以内、50万円を上限として交付するという内容となっております。

また、運営支援交付金につきましては、前年度において創業支援交付金の交付を受けた方が対象となります。引き続き交付対象となったコミュニティビジネスを運営する場合に、必要な交付対象経費の2分の1以内、10万円を上限として交付するもので、この交付金につきましては、前年度の事業評価の結果を交付金額の決定の際に反映させるという仕組みとなっております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

交付金について御説明をいただきましたけれども、この交付金の仕組みと申しますか算出方法や根拠、有識者の方を交えていろいろと検討して進めてきたと思いますけれども、その経緯を教えてくださいということと、また事業評価をしていくということですが、その事業評価をしていくところではどのような編成をされておられまして、どのような方々で評価をされているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず、交付金の額の決定につきましては、まず店舗の改装費や設備の導入費、店舗の賃借料、広告宣伝費あるいは経営コンサルティング費用など、こういったものの実態を調査いたしまして、それに他の自治体での実績、こういったものを勘案しまして、コミュニティビジネスに見識のある方の御意見なども頂戴する中で、ただいま申し上げたような内容に決定をさせていただいたということでございます。

また、評価だとか採択にかかる審査の関係でございますが、審査委員会というものを設置いたしまして、客観的な審査をいただく中で事業の採択・不採択については判断をしていくという仕組みにいたしております。この審査委員会のメンバーにつきましては、委員5人以内ということで、コミュニティビジネスに識見をお持ちの方だとか、あるいは市内でいろいろと事業を実施し

てみえる方、あるいは市民会議の産業分科会のリーダーの方だとか、そういったコミュニティビジネスに何らかの形でノウハウを持ってみえる方に委員のほうをお願いいたしております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、第6次総合計画の前期計画で、コミュニティビジネスに対して行われてきた取り組みと、現在策定中の中期基本計画におきまして、今後どのように取り組んでいかれるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 前期基本計画では、地域に根差した新たなビジネスの芽を育むということを目指して、コミュニティビジネスの周知に向けたフォーラムの開催だとか創出セミナーの開催など、どちらかというコミュニティビジネスの担い手となる人材育成や、企業に向けたノウハウの習得、アドバイスの実施など、本市においてコミュニティビジネスが芽吹くことを主眼に置いて取り組んでまいりました。

これを受けまして、中期基本計画では、前期で芽吹いたコミュニティビジネスを大きな木として育てるために、事業評価を行うことで事業の課題を見出し改善につなげるよう、運営面での側面的支援を行うとともに、引き続き創業に向けた運営面や財政面での支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

運営面での側面的支援を行うとともに、引き続き創業に向けた運営面や財政面での支援を行うとありましたけれども、せっかく皆さんいろいろと努力をされて、特に創業者はそうだと思いますけれども、立ち上がったコミュニティビジネスを今後継続、発展させていく上で、創業者でもさまざまな課題だとか不安というのを抱えていくと思います。

そこで、側面的支援というのは、財政面のみではなくマネジメント的な支援だとか経営のノウハウといったものの支援ということも行っていくということでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 御指摘のとおり、コミュニティビジネスを運営していく上では将来的にも不透明な部分もあって、中には課題等も発生してくることが想定されますので、コミュニティビジネスに造詣の深い専門家の相談を行うなど、そういった側面的な支援を引き続き行っていくということでございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、先ほどお答えいただきました創出支援事業における創業支援交付金等の交付対象者

の決定方法や仕組みについて教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 御質問の交付対象者の決定方法や仕組みということでございますが、基本的には、コミュニティビジネスを創業しようとする個人や団体から事業提案を受けまして、これを担当グループでございます経営戦略グループにおいて事前審査を行い、コミュニティビジネスの一定の要件を満たすと判断をされた場合に、事業担当グループ及び経営戦略グループによる事前評価などの手続を経て、先ほど御答弁させていただきました民間委員5人で構成をいたします審査会にお諮りをいたしまして、提案者によるプレゼンテーションを行う中で、採択基準に照らして審査のほうを行わせていただき、採択・不採択のほうの決定をしてみたいです。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

ちなみに、今年度の審査会というのはいつごろ開催をされましたのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 今年度の審査会につきましては、8月1日に開催をいたしまして、事前に提出のございました2件の提案事業について審査のほうを行ってございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） それでは、審査の結果について教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 1件につきましては、残念ながら基準を満たさなかったということで不採択ということになってございますが、もう1件は採択という結果になってございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 提案のあったその2つの事業なんですけれども、どのような内容のものだったのか、差し支えがなければ教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 事業の内容についてでございますが、採択となりました提案につきましては、「いつまでも現役！カイロ活用でふれあい健康管理事業」ということで、カイロプラクティックというツールを活用いたしまして、健康づくりや高齢者の触れ合いの場の創出を通じて、地域活性化につなげるといった事業でございます。

また、不採択となりましたもう一つの提案につきましては、「オープンデータを活用いたしましたアプリ開発事業」というもので、地域の産業や観光の活性化につなげるといった事業でございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 今回採択された事業についてですけれども、こういった地域課題を掲げて、それをどのように解決していこうとし、その結果こういった利益というものを地域に還元していくものなのか、ちょっと内容等を教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 近年の高齢化の進展や健康ブームの中にございまして、自分自身や家族の中で体のひずみや痛みに悩み、不安を抱えながら日常生活を送ってみえる方がふえているという現状認識から、地域課題を「いつまでも元気でいるための日ごろの健康管理」といたしまして、この課題を解決するため、体のひずみを正常な健康状態に近づけることや、ひずみそのものを予防することを目的に、カイロプラクティックと活用いたしまして、心と体の健康管理を行うというものでございます。

これによりまして、健康の自己管理ができる人が増加をいたしまして、介護を必要とする人の減少につなげ、健康になることにより生きがい生まれることが期待されるとともに、施術の場が地域の人々の触れ合いの場として提供されることもございまして、地域の交流の輪が広がり、そこからまちづくり活動に参加しようとする人の発掘につなげ、ひいては地域の活性化につなげようというものでございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

最初のほうに御回答いただいたように、営利的というかそういった金銭面での利益という、追求じゃなくいろんな形でこういった考えてくださる方がいるんだなというのがすごく励みになるなと思います。

それで、この事業では、公共施設や空き店舗などといった、今、高浜市の中でもちょっと課題で挙がっていますけれども、そういった部分の地域資源の活用等というのは考えてみえるのか、含まれていたりするのか、教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 答弁をする前に、先ほど体のひずみと申し上げましたが、すみません、ゆがみでございますので、訂正をさせていただきます。

質問にございました、地域支援、公共施設などといった地域資源の活用は含まれているのかということにつきましては、吉浜ふれあいプラザや他のふれあいプラザでの事業展開ということも考えてみえるということをご提案の方からお伺いをしてございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 可能な限り、やはりそういった方々にも、市内の空き店舗だとか公共施設というのを活用していただきたいと私も思っております。

ところで、このコミュニティビジネスだけではなく、今後さまざまなコミュニティビジネスの

いろんな主体の事業が立ち上がってくると思いますけれども、そういった創業者の方に対しても活動拠点の場というやはり課題が出てくると予想されます。そのとき、市内の空き店舗や公共施設などの利活用等を含めて、どのように行政として、コミュニティビジネスの審議会というかそちらのほうとかで、どのようにそういった方に対して進めていくというか、利活用を促していったりとか、そういうこともされていくのかどうか、教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 創業しようとしている事業の内容にもよりますけれども、私どものほうに提案者のほうは事前に御相談等にもお見えになります。そういった際に情報提供といったものをさせていただいておるのが状況でございます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

少しでも地域の方々が使いやすくまた過ごしやすくなるように、そういった利活用というのをしっかり進めていただきたいなと思います。

次ですけれども、先ほど、採択事業の評価を行い、次年度の運営支援交付金の交付額に反映させるとの答弁をいただいておりますけれども、評価の仕組みについて教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 評価の仕組みという御質問でございますが、基本的には市民予算枠事業の協働推進型と同様、1年間の事業の実施結果の報告を事業者から出していただきまして、審査会において事業者のヒアリングを行う中で、評価基準に照らして事業の実施プロセスの適正性や事業効果などについて評価を行い、その評価結果によりまして運営支援交付金の交付割合に反映させることといたしてございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 仮に、採択となった事業者さんが、例えば事業年度の途中で要件を満たさなくなってしまった場合というのは、一度払ってしまいました交付金等につきましてどういうふうにお考えを持ってみえるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） そうした場合は、特に理由があると認められます場合を除きまして、既に交付した交付金の一部または全部の返還を求めていくということになります。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

起業する、コミュニティビジネスを創業していくということは、創業者の方も並々ならぬ覚悟

と強い意思、それとまた高い問題解決能力を求められていくわけでありますけれども、ぜひそういう思いでやってくださっている事業者の方が途中でおりてしまうことのないように、しっかりとサポートできるところはサポートしていただきたいということと、選定につきましても、あわせてしっかりと見ていていただきたいなとお願いをさせていただきます。

さて、コミュニティビジネスを実施することで、民間事業者やまたシルバー人材センター、横浜市総合サービス株式会社の運営や経営などという部分を圧迫するおそれ、そういった懸念が今後出てくるのか出てこないのか、そういった部分もちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 民業圧迫への懸念という御質問だと思いますが、そういったことが起こらないように、事業の提案の前段階におきましてコンサルなどの専門家の指導や助言を受けていることを審査基準の中に位置づけてございます。また、提案事業の実施過程においても、随時専門家の指導や助言を受けられる仕組みをつくってございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） これまで御回答いただきました中で、ほかの議員さんの答弁の中でもちょっとありましたけれども、PDCAサイクルをしっかりと行っていくものと思いますけれども、今後この事業の展望について、お伺いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 今後の展望はという御質問でございますが、今年度も新たなコミュニティビジネスの創業に向けたセミナーを開催しておりまして、引き続き企業者の発掘に取り組んでいるところでございます。現在のところ、セミナー受講者の中でチャレンジショップを展開している方もあり、また、あるまちづくり協議会さんでは、自主財源の確保に向けて今年度からセミナーを受講され、研究を始められたところもあるなど、新たな企業者の芽が確実に広がっておりというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、今お答えいただいた中での真ん中辺にありました、チャレンジショップを展開している方もありますということでしたけれども、チャレンジショップというものがどういったものなのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） チャレンジショップということにつきましては、創業しようと考えてみえるセミナー受講者の方が、創業に向けて事業の課題を把握するとともに事業の周知を図るといったことを目的といたしまして、試験的に事業のほうを実施されているというものでございます。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

非常にこのコミュニティビジネスというものはよく私も耳にするんですけども、普通のビジネスとコミュニティビジネスの違いとなるとなかなか私の中でも整理がついていない部分がちょっとありまして、きょういろいろと質問させていただいた中で大分私自身理解ができてきたかなと思っております。

それでは、ちょっと次、質問なんですけれども、事業評価の結果、コミュニティビジネスの取り組み自体に課題が見えてきた場合、創出支援事業というそのもののあり方を見直していく考え方がありますでしょうか。お願いします。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 創出支援事業につきましては、前期基本計画のアクションプラン事業というふうになっておりますので、事務事業評価の結果や実施されたコミュニティビジネスの事業評価の結果によっては、制度そのものの仕組みが悪いのか、またコミュニティビジネス事業者に対する指導、助言のあり方に問題があるのか、こういったことを検証しながら、場合によっては廃止を含め創出支援事業そのものを見直していく考えは持ち合わせております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 今、見直しをする考えもあるということでありましたけれども、退路を断つ気持ちで取り組まれると私は受け取りましたので、廃止になることのないようしっかりと進めていただきたいと思います。

次ですけれども、コミュニティビジネスの輪を広げていくためには、行政のみならず商工会などの関係機関や地元企業との連携により、人材や物、そしてまた資金、情報といった課題を解決できるものと思っておりますけれども、この点ではどのように考えておりますでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 当然のことながら、商工会さんのほうにおきましてはこの制度について詳しく情報提供を行っておりますので、今後ともコミュニティビジネスに限らず相互に必要なとする情報を共有する中で、連携をとりながら事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、最後の問いになりますけれども、このコミュニティビジネスというのは、サービスを受取る側の市民の認知度や理解もあって、初めて歯車が回ってくるものだと思っております。要はサービスを提供する側とされる側、先ほども出てきた商工会さんや外部協力者となり得ます地元企業も含め、よくテレビでもありますけれどもウイン・ウインの関係と、かかわる方々にそれぞれメリットがあるというそういった関係を構築しまして、いずれは自立していただかなければならないと考えております。

そこで、地域ごとに人それぞれ課題とされる部分というのは異なってくるとは思いますが、コミュニティビジネスの市民への周知や理解などというのはどのように今後実施していくのか、教えていただければと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 一番望ましいのは、採択事業が軌道に乗って成果を上げることができれば、市民の皆さんや地域に認知される、それが一番の方法だというふうに思っております。そのような展開になるよう、採択事業の内容を広報等で紹介するとともに、事業評価の結果につきましても同様に公表することで周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

確かに一番望ましいというのは、そういった目に見える形で市民の方々に伝えていける部分かなと思いますけれども、最後になりますけれども、コミュニティビジネスが成熟していくと、そこへ横串を通して、高浜市の総合計画にもありますほかの事業と連携していく部分、連携できる部分があると思います。私でも思いつくので当局の方々、市長さん含めてそういった思いがあるのかなと思いますけれども、そういった事業と安定的に一緒に進めていけるように、なるべく一部の方々だけが理解をしているという事業ではなく、幅広い市民の方々への周知と理解というのをさせていただくことが重要だと思います。

私が、先日ちょっと調べ物をしているときに、リサイクルのことでちょっと調べておりましたが、ヨーロッパではリサイクルというものが当たり前のように小さい子からお年寄りまで行われております。また、私が昔留学をしていましたオーストラリアにパースという市がありますけれども、そちらのほうもリサイクルとは別ですが、ふだんから地域、近所等町なかにごみが落ちていないという状況があります。それは何でかといいますと、やはり小さなころからそういったことが当たり前で、ふだんの生活環境に溶け込んでいる、リサイクルすることに関してそうですし、まちにごみをポイ捨てしないといった考え方というのが当たり前のように存在しているものだと思います。

このコミュニティビジネスというものは、非常に正直わかりづらい部分、誤解を生む部分等あると思いますけれども、少しでも地域の課題を解決しながら、先ほど市長さんのお話でもありましたようにコミュニティの構築の部分でもこのコミュニティビジネスというものはいろんな事業とも連携していく部分がありますので、今後も引き続きしっかりと、多少時間がかかるかもしれませんが進めていかれますようお願い申し上げます、一般質問を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時56分散会
